

所得税の解説

税 務 署

目次

第 1	納税義務と確定申告	3
1	納税義務	3
2	確定申告義務	3
3	確定申告書の提出期間	5
4	納税地	7
第 2	非課税所得	8
1	非課税所得の取扱い	8
2	非課税所得の範囲（別紙 2）	8
第 3	所得区分及び各種所得金額の計算	10
1	利子所得	10
2	配当所得	10
3	不動産所得・事業所得共通事項	10
4	不動産所得	14
5	事業所得	16
6	給与所得	18
7	譲渡所得	20
8	一時所得	21
9	雑所得	22
10	所得金額調整控除	23
第 4	損益通算	23
第 5	損失の繰越	26
第 6	所得控除	27
1	雑損控除	27
2	医療費控除	29
3	社会保険料控除	29
4	小規模企業共済等掛金控除	30
5	生命保険料控除	30
6	地震保険料控除	30
7	寄附金控除（別紙 3）	30
8	寡婦・ひとり親控除	32
9	勤労学生控除	33
10	障害者控除	34
11	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除	35
12	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務（平成 28 年分以後の所得税について適用）	38

13	基礎控除.....	38
14	所得控除の順序.....	39
第7	税額計算等の特例.....	41
1	土地建物等の譲渡所得.....	41
2	株式等に係る譲渡所得等.....	41
3	変動所得、臨時所得の平均課税.....	41
第8	税額控除.....	42
1	配当控除.....	42
2	住宅の取得等に係る税額控除.....	44
3	政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除.....	45
4	認定NPO法人等寄附金特別控除.....	46
5	公益社団法人等寄附金特別控除.....	46
6	外国税額控除.....	47
第9	更正の請求.....	49
第10	財産債務調書.....	49
第11	国外財産調書.....	50

第1 納税義務と確定申告

1 納税義務

申告所得税の納税義務者は、居住者（非永住者以外の居住者及び非永住者）と非居住者に大別して、それぞれ納税義務を定めており、課税所得の範囲も異なります（所法3、5①、②）。

○ 納税義務者の区分と課税所得の範囲

納税義務者		定 義	課税所得の範囲
居 住 者	非永住者 以外の居住者	国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人のうち、非永住者以外の者	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得 ※ いわゆる「全世界所得」が課税の対象
	非永住者	日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内に おいて国内に住所又は居所を有していた期間の合計 が5年以下である個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得のうち国内払 のもの又は国内に送金された もの
非居住者		居住者以外の個人	○ 国内源泉所得

（注1）国内に居住することとなった個人が、国内で継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、住所を有する者と推定し（所令14）、国外に居住することとなった個人が、国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、国内に住所を有しない者と推定します（所令15）。

（注2）非居住者の総合所得に係る所得控除は雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみが、また、税額控除は配当控除、政党等寄附金・認定NPO法人等寄附金・公益社団法人等寄附金及び住宅の取得等（平成28年4月1日以後に取得等した住宅について適用）に係る特別控除が適用されます（所法165）。

2 確定申告義務

（1）事業所得や不動産所得などがある人の場合

その年分の各種の所得金額の合計額から、所得控除の合計額を差し引き、その金額を基として計算した税額が「配当控除額」、年末調整の際に控除を受けた「住宅借入金等特別控除額」の合計額を超える者は、申告をしなければなりません（所法120①、措法41の2の2⑦二）。

事業所得や不動産所得など がある者の場合	所得税の額が、①配当控除の額と②年末調整による住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合
-------------------------	--

（2）給与所得者の場合

給与所得者は、通常、「年末調整」によって所得税が精算されるので年末調整による税額が確定税額となり、改めて確定申告をする必要はありませんが、次のような者は申告しなければなりません（所法121①）。

① 同族会社の役員等は、当該法人から給与等のほか不動産賃貸料や貸付金利子を収受しているなど給与所得以外の所得が20万円以下であっても確定申告書を提出しなければなりません（所令262の2）。

② 給与所得者が還付を受けるために申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、その所得を含めて申告しなければなりません。

給与所得者	所得税の額が、 ①配当控除の額 と ②年末調整による 住宅借入金等特別 控除額 の合計額を超える 場合	イ その年中に支払を受ける給与等の金額が2,000万円を超える場合（所法121①）
		ロ 1か所から給与等の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円を超える場合（所法121①一）
		ハ 2か所以上から給与等（源泉徴収の対象となる給与等）の支払を受けている者で、年末調整を受けない従たる給与等の金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合（所法121①二）
		ニ 同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子又は資産の賃貸料を収受している場合（所法121①、所令262の2）
		ホ 災免法によって源泉徴収の猶予などを受けた場合（災免法3⑥）
退職所得がある者	同 上	ヘ 源泉徴収の規定が適用されない給与等の支払を受けている者（所基通121-5）
		「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない者で退職所得に対する税額が源泉徴収された税額（20.42%相当額）よりも多くなる場合（所法121②）

○ 退職所得の源泉徴収票

令和 ○ 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者 氏名	埼玉県さいたま市中央区新都心○-○		
支払を受ける者 住所	同上		
氏名	（税額）	関信 太郎	
氏名	支払金額	源泉徴収税額	控除額
所得税出第201年第1項第1号及び 地方税出第70条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号並み	10,000,000	51,050	
所得税出第201年第1項第2号及び 地方税出第70条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号並み			
所得税出第201年第1項第3号及び 地方税出第70条の6第2項及び第328条 の4第2項並み			
基礎所得控除額	基礎控除額	基礎控除率	年 月 日
800	20		
（備考）			
支払を受ける者 氏名	東京都千代田区蔵が岡○-○		
支払を受ける者 氏名	国税 株式会社		

【上段】
「退職所得の受給に関する申告書」に、令和2年中に受けた他の退職手当等がない旨の記載がある場合

【中段】
「退職所得の受給に関する申告書」に、令和2年中に受けた他の退職手当等がある旨の記載がある場合

【下段】
「退職所得の受給に関する申告書」の提出がない場合は下段に金額が記載されます。

(3) 年金所得者の場合

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える者は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年分の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しません（所法121③）。

年金所得者	公的年金等の収入金額が400万円以下であるもの	利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の各金額の合計額が20万円以下の場合（法121③）
-------	-------------------------	--

（注1）この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

ただし、還付を受けるための申告書を提出する場合には、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であっても、その所得を含めて申告しなければなりません。

（注2）公的年金等以外の所得金額が20万円以下であり所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても住民税の申告が必要です。

3 確定申告書の提出期間

（1）所得税の確定申告義務がある者

イ 納税申告の場合

その年の翌年の2月16日から3月15日まで

令和2年分所得税の確定申告においては、令和3年2月16日（火）から同年3月15日（月）となります。

ロ 還付申告の場合

その年の翌年1月1日から3月15日まで

令和2年分所得税の確定申告においては、令和3年1月1日（金）から同年3月15日（月）となります。

（2）所得税の確定申告義務がない者

その年の翌年の1月1日から確定申告書を提出することができます。

○ 還付請求申告書の提出期限等 （別紙1-1～1-3）

所得税の還付申告は、還付請求ができる日から5年を経過する日までできます。

還付申告する年分	還付申告ができる（た）日の最終日（注）
平成27年分	令和2年12月31日
平成28年分	令和3年12月31日
平成29年分	令和4年12月31日
平成30年分	令和5年12月31日
令和元年分	令和6年12月31日
令和2年分	令和7年12月31日

（注）還付申告ができる日の最終日が日曜日や休日等に該当する場合であっても最終日は延長されません。

（3）年途中で非居住者となる場合

確定申告義務がある者が、その年の翌年1月1日から確定申告書の提出期限までの間に納税管理人の届出をしないで国外に出る場合、又は年途中で出国する場合には、出国の時までに確定申告書等を提出しなければなりません（この手続を通常「準確定申告」といいます。）。

なお、出国とは、居住者については納税管理人の届出（通法117②）をしないで国内に住所及び居所を有し

ないこととなることをいい、非居住者については同じく納税管理人の届出をしないで国内に居所を有しないこととなること（国内に居所を有しない非居住者で恒久的施設を有するものについては、恒久的施設を有しないこととなることとし、国内に居所を有しない非居住者で恒久的施設を有しないものについては、国内において行う人的役務の提供を主たる内容とする事業を廃止することとする。）をいいます(所法2①四十二)。

所得区分		課税所得の範囲	申告手続
給与所得のみを有する場合		(勤務先において) 年末調整と同じ方法により源泉徴収された所得税を精算	
給与所得以外の所得を有する場合	納税管理人を定めたとき	① 出国前に生じた全ての所得 ② 出国後に生じた国内源泉所得(源泉分離課税を除きます。)	①及び②の所得を確定申告期間内に納税管理人を通して確定申告
	納税管理人を定めないとき	① 出国前に生じた全ての所得 ② 出国後に生じた国内源泉所得(源泉分離課税を除きます。)	①の所得を出国時まで確定申告(準確定申告) ①及び②の所得を確定申告期間内に確定申告(注3)

(注1) 納税管理人を定めたときには、その非居住者の納税地を所轄する税務署長に「所得税の納税管理人の届出書」を提出する必要があります。この届出書を提出した以後、税務署が発送する書類は、納税管理人宛に送付されます(納税管理人は個人・法人を問いません)。

(注2) 1月1日から3月15日までの間に出国する場合、納税管理人の届出の他に前年分の所得に係る確定申告書についても、出国時まで提出する必要があります。

(注3) 出国前に生じた全ての所得と出国後に生じた国内源泉所得について確定申告をする場合の納付すべき税額は、確定申告書において計算された納付すべき税額から出国の時までに提出した準確定申告書に記載された納付すべき税額を控除した残額となります。

(注4) 海外勤務となった年の翌年以後も、日本国内で国内源泉所得が生じるときは、日本で確定申告が必要になる場合があります。この場合は、確定申告期限までに納税管理人を通して確定申告をすることになります。

(4) 年途中で死亡した場合

年途中で死亡した者の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に準確定申告と納税をしなければなりません(所法125)。

なお、確定申告をしなければならない者が翌年の1月1日から確定申告期限までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合には、前年分、本年分とも相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に準確定申告と納税が必要となります(所法124、125)。

① 相続人が2人以上いる場合には、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになります。

ただし、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合、当該申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告した内容を通知しなければならないことになっています。

② 準確定申告における所得控除の適用は、次のとおりです。

イ 医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費であり、死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。

ロ 社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った

保険料等の額です。

ハ 配偶者控除や扶養控除等の適用の有無に関する判定（親族関係やその親族等の1年間の合計所得金額の見積り等）は、死亡の日の現況により行います。

- ③ 準確定申告書には、各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表を添付し、被相続人の死亡当時の納税地の税務署長に提出します。

4 納税地

（1）原則

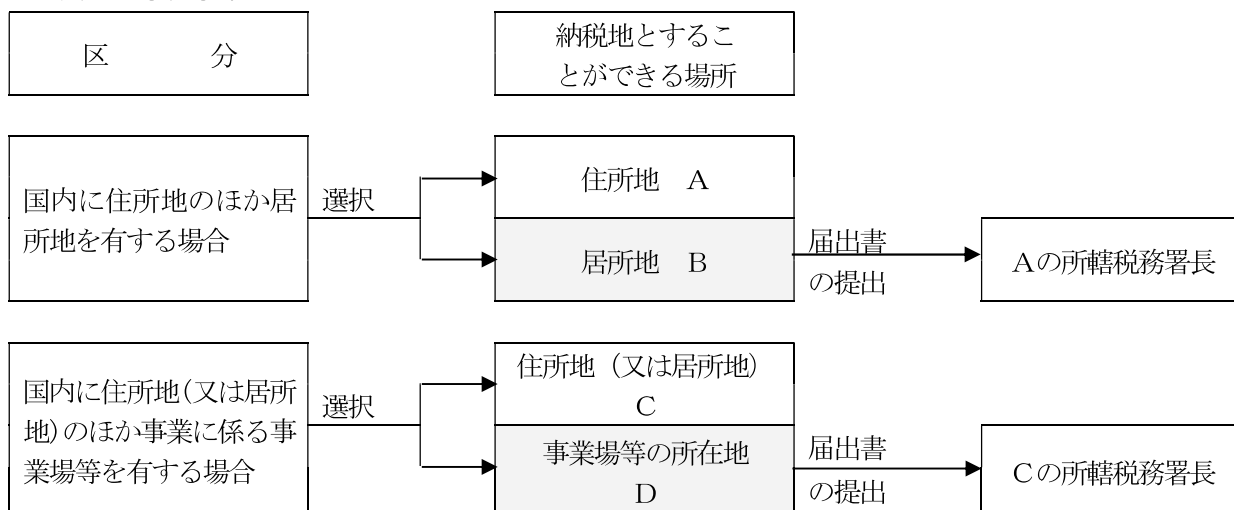
納税地は、その個人の「住所地」であり、住所がなく居所がある場合には「居所地」となります（所法15一、二）。

区 分	納 税 地
原 則	住所地 (注) 住所がなく居所がある場合には「居所地」
非居住者	出国前の住所地又は居所地
死亡した者	その死亡当時における納税地（住所地、居所地又は事業所）

（2）納税地の特例

住所地に代えて「居所地」を、住所地又は居所地に代えて「事業場等の所在地」を、それぞれ納税地として選択することができます（所法16①、②）。

なお、いずれの場合においても「居所地」又は「事業場等の所在地」を納税地とすることを便宜とする事情等を記載した書類（納税地の変更に関する届出書）を、住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません（所法16③、④）。



(注) 転居等により納税地に異動があった場合には、異動前及び異動後の納税地を記載した書面（「納税地の異動に関する届出書」）を、異動前の所轄税務署長に提出することとされています（所法20、所令57）。

第2 非課税所得

1 非課税所得の取扱い

各種所得金額の計算上、除かれます（非課税所得については、資産の譲渡による損失が生じた場合でも、その損失の金額はないものとされ、他の所得から差し引くことはできません（所法9②）。）。

また、扶養親族等の判定における所得制限（合計所得金額が48万円以下）については、その所得はないものとされます。

2 非課税所得の範囲（別紙2）

非課税所得については、所得税法及び租税特別措置法に規定されているほか、税法以外の各種法律（特別法）に規定されているものがあります。

非課税の趣旨	主な非課税所得の内容
① 障害者等の保護及び貯蓄奨励策に基づくもの	イ 障害者等の少額預金の利子所得等（所法10、措法3の4） ロ 障害者等の少額公債の利子（措法4） （注）上記イ及びロについては、各々350万円まで非課税となります。 ハ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等（措法4の2） ニ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等（措法4の3） （注）上記ハ、ニの両方を有する場合は、合わせて550万円まで非課税となります（措法4の2④四・⑦二、措法4の3④四・⑦二）。
② 実費弁償的性格に基づくもの	イ 給与所得者の出張旅費、転勤旅費等（所法9①四） ロ 給与所得者の通勤手当（最高限度額月15万円まで）（所法9①五、所令20の2） （注）通勤手当のうち月額15万円（通勤形態に応じて異なります。）を超える部分の金額は、給与所得として課税されます。 ハ 現物給与等で職務の性質上欠くことのできないもの（所法9①六、令21）
③ 社会政策的配慮（担税力）に基づくもの	イ 負傷、疾病に基因して受ける増加恩給、傷病賜金、遺族恩給、遺族年金等（所法9①三、令20） ロ 雇用保険、健康保険、国民健康保険、介護保険の保険給付（雇用保険法12、健康保険法62、国民健康保険法68、介護保険法26） ハ 生活保護のための給付（生活保護法57） ニ 家具、じゅう器、衣服等生活に通常必要な動産の譲渡による所得（所法9①九、令25） （注）生活に通常必要な動産のうち、貴金属、貴石、書画、骨とうで1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税されます（所令25）。 ホ 損害保険金、心身の損害による慰謝料、火災保険金、不法行為等による損害賠償金、見舞金等（所法9①十七、令30） ヘ 学資に充てるため等に給付される金品（所法9①十五）（注） （注）学資に充てるため給付される金品のうち非課税所得とならない給与その他対価の性質を有するものから、給与所得を有する者がその使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合など一定の場合以外に該当するものを除外する（平成28年4月1日以後に受けるべき金品について適用）。 ト 強制換価手続による資産の譲渡による所得（所法9①十、令26）
④公益的な目的に基づくもの	文化功労者年金、ノーベル賞の賞金、学術又は芸術奨励として交付される金品（法9①十三）

非課税の趣旨	主な非課税所得の内容
⑤ 二重課税防止に基づくもの	相続、遺贈又は個人からの贈与（所法9①十六） （注）法人からの贈与は、業務に関して受けるもの及び継続的に受けるものを除き、一時所得として課税されます（所基通34－1(5)）。
⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連するもの	イ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金、新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7） ロ 特別定額給付金（新型コロナ税特法4一） ハ 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4二）
⑦ その他	イ 公益信託又は加入者保護信託につき生ずる所得（所法11②） ロ オリンピック、パラリンピックにおける表彰金品等（所法9①十四） ハ 宝くじの当せん金品（当せん金付証票法13） （注）国内のものに限ります。 ニ 平成26年1月1日以後の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等（NISA）（措法9の8、37の14、平成23年改正後の平成22年改正法附則52、64） ホ 平成28年4月1日以後の未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得（ジュニアNISA）（措法9の9、37の14の2、平成27年改正法附則70） ヘ スポーツ振興投票券（toto）の払戻金（スポーツ振興投票の実施等に関する法律16） ト 貸付信託の受益権等の譲渡による所得（措法37の15①一、平成25年改正法附則50） チ 子育て世帯に対する臨時特例給付金（措法41の8①二） リ 児童手当（児童手当法16）

（注）実務上、課税しないこととして取り扱う経済的利益等があります（所基通28－1～5、28－9(2)、28－10、36－18～19、36－21～30、36－32等）。

○ 損害賠償金等を取得した場合の課税関係

取得原因				課税関係	具体例
心身に加えられた損害に 基因して取得するもの		給与又は収益の補償		非課税 (所令30一)	給与又は事業の収益の補償とし て加害者から受けるもの
		慰謝料その他精神的補償 料など		非課税 (所令30一)	示談金、慰謝料
		見舞金		非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金
資産に加え られた損害 に基因して 取得するもの	棚卸資産など			課 税 (所令94①一)	棚卸資産の火災保険金、特許権 の侵害による補償金
	店舗、車両 などの固定 資産	業務の休止等に対する収 益の補償		課 税 (所令94①二)	復旧期間中の休業補償金（販売 機の破損など）
		資産その ものの損 害の補償	補償を約した もの	課 税 (所令95)	収用等により漁業権、水利権な どが消滅することで受けるもの
			突発的なもの	非課税 (所令30二)	店舗の損害により受ける損害賠 償金、火災保険金
		見舞金		非課税 (所令30三)	いわゆる災害見舞金
必要経費に算入される金額を補填するために受ける 損害賠償金等				課 税 (所令30かっこ書)	従業員の給料、一時借店舗の賃 借料

(注1) 資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金については、それが不法行為その他突発的事故による損害に係るものであるときは所令30二の規定により、同号のかつこ書の規定に該当しない限り、課税されないこととなりますが、それが契約又はあらかじめ補償を約して行う事業の遂行による資産の消滅損(価値の減少損を含む。)に係るものであるときは、同号の規定に該当せず、同令第95条の規定により譲渡所得の収入金額として課税されることとなります。

(注2) 生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服等(生活用資産)の譲渡による所得は非課税とされる(所法9①九)とともに、損失が生じた場合のその譲渡損失はなかったものとされます(所法9②)。

しかし、宝石や貴金属、書画、骨とうなどで1個又は1組の値段が30万円を超えるものの譲渡による所得は、課税されることとなります(所法9①九、所令25)。

○ 雇用保険法(10条)の規定に基づく失業等給付の種類

給付区分	給付金等の名称
求職者給付	(一般被保険者に対するもの) 基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当
	(高年齢継続被保険者に対するもの) 高年齢求職者給付金
	(短期雇用特例被保険者に対するもの) 特例一時金
	(日雇労働被保険者に対するもの) 日雇労働求職者給付金
就職促進給付	就業促進手当、移転費、求職活動支援金
教育訓練給付	教育訓練給付金
雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金

第3 所得区分及び各種所得金額の計算

1 利子所得

利子所得とは、一般に利子といわれるもののうち、所得税法に規定しているもの(公社債の利子、預貯金の利子など限定列挙)をいいます(所法23①)。

なお、利子所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

2 配当所得

配当所得とは、一般に配当といわれているもののうち、所得税法に規定しているもの(法人から受ける剰余金の配当又は利益の配当など限定列挙)をいいます(所法24①)。

なお、配当所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

3 不動産所得・事業所得共通事項

(1) 店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用は家事費となり、必要経費には算入できません(所法45①一)。

(2) JA共済(農協)の建物共済、長期総合保険などの長期損害保険の保険料は、支払保険料のうち業務用部分に対応するもので、かつ、積立保険料に相当する部分以外の金額が必要経費になります(積立保険料に相当する部分は資産計上)。その区分は、保険料払込案内書、保険証券添付書類等により区分されているところによります(所基通36・37共―18の2)。

(3) 損害保険の満期払戻金は、被保険物が店舗等事業用資産であっても一時所得となります(所基通34-1(4)、36・37共-18の6)。

(4) 減価償却

イ 定率法の届出をしていない場合には、定額法になります(所令125)。

ロ 平成10年4月1日以後に取得した建物については定率法及び旧定率法の選択はできません(所令120①-ロ)。

ハ 平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物については、定率法の選択はできません(所令120の2①-ロ)。

ニ 定率法を採用している減価償却資産に資本的支出を行った場合に、その支出をした日の属する年の翌年1月1日において減価償却資産の取得価額と当該資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の取得価額との合計額を取得価額等として一の減価償却資産を取得したものとすることができる特例について、平成24年3月31日以前に取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後にした資本的支出により取得をしたものとされた減価償却資産とを一の減価償却資産とすることはできません(所令127)。

ホ 土地付きで一括購入した事業用建物の取得価額を旧措置法第41条の住宅取得等特別控除の際の簡便法により区分することはできません。

ヘ 事業用資産の買換えの特例等を受けた場合の買換資産の取得価額は次のようになります(措法37の3)。

① 譲渡資産の譲渡収入金額>買換資産の取得価額 の場合

$$\begin{aligned} & \text{買換資産の取得価額} \times 0.8 \\ (\text{譲渡資産の取得価額} + \text{譲渡費用}) \times & \frac{(\times)}{\text{譲渡資産の譲渡収入金額}} + \text{買換資産の取得価額} \times 0.2 \end{aligned}$$

② 譲渡資産の譲渡収入金額=買換資産の取得価額 の場合

$$(\text{譲渡資産の取得価額} + \text{譲渡費用}) \times 0.8 (\times) + \text{譲渡収入金額} \times 0.2 (\times)$$

③ 譲渡資産の譲渡収入金額<買換資産の取得価額 の場合

$$\begin{aligned} & (\text{譲渡資産の取得価額} + \text{譲渡費用}) \times 0.8 (\times) + \text{譲渡収入金額} \times 0.2 (\times) \\ & + (\text{買換資産の取得価額} - \text{譲渡資産の譲渡収入金額}) \end{aligned}$$

※一定の場合、0.8が0.75、0.2が0.3となる(措法37の3②③)。

ト 事業用固定資産等の取得時の仲介手数料は、その取得した年の必要経費に算入するのではなく、その資産の取得費となります(所令126)。

○ 減価償却の必要経費算入の特例の取扱い

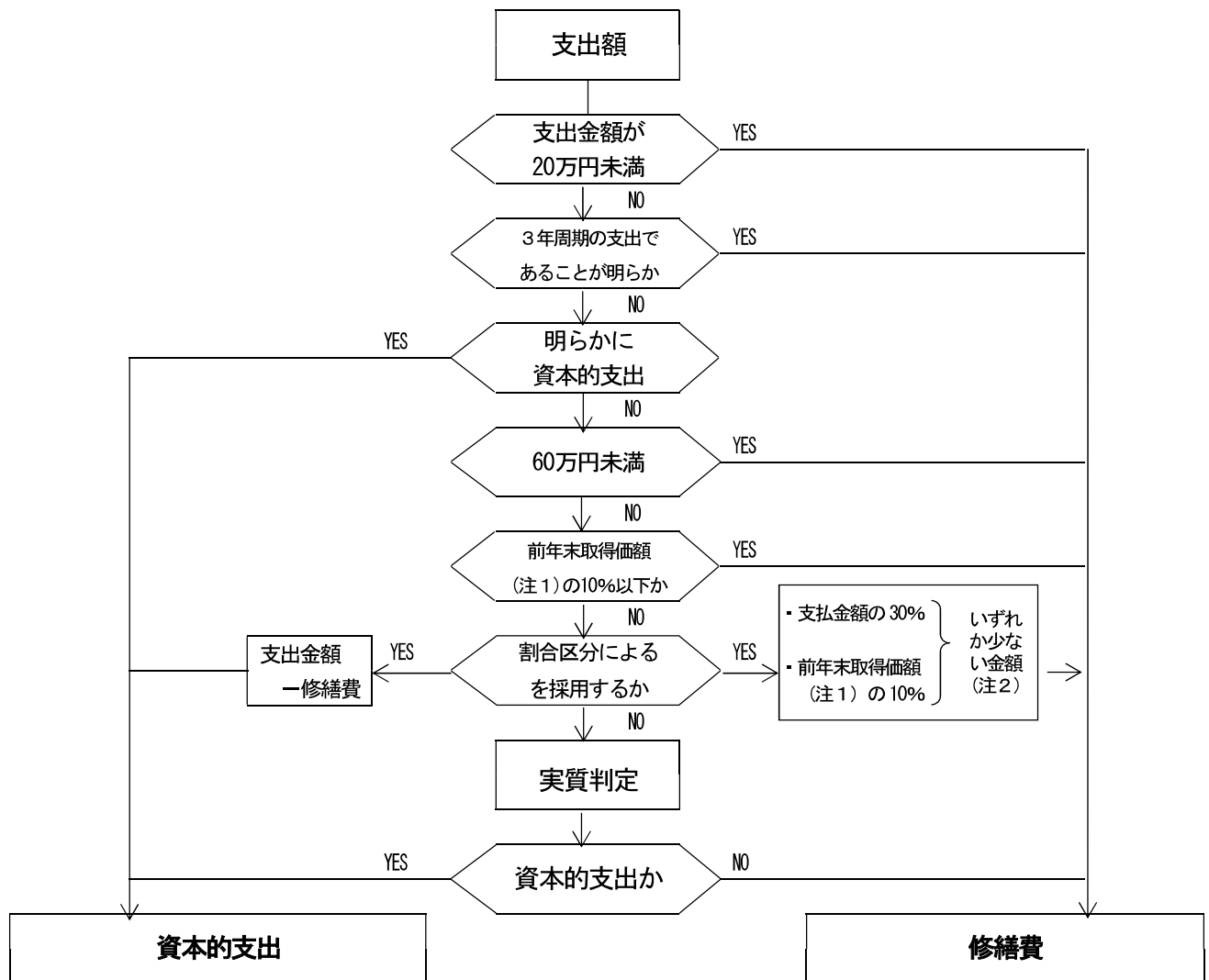
区 分	少額の減価償却資産 (所令138)	一括償却資産 (所令139)	中小企業者の 少額減価償却資産 (措法28の2)
適用対象者	居 住 者		常時使用する従業員の数が 1,000人以下の青色申告者
対象資産	不動産所得、事業所得、 山林所得又は雑所得の業 務の用に供する減価償却資 産で、使用可能期間が1年 未満又は取得価額が10万 円未満のもの	不動産所得、事業所得、 山林所得又は雑所得の業 務の用に供する減価償却資 産で、取得価額が20万円未 満のもの（少額の減価償却 資産の適用対象資産を除く。）	平成18年4月1日から令 和4年3月31日までの間に 取得等をして、かつ、不動 産所得、事業所得又は山林 所得の業務の用に供する減 価償却資産で、取得価額が 10万円以上30万円未満の もの（他の特別償却の適用を 受ける資産を除く。）
必要経費算入	業務の用に供した年分にお いて全額必要経費算入 （納税者の選択ではなく、 要件に該当すれば、強制的 に必要経費に算入）	一括償却資産の取得価 額の合計額の3分の1相当 額を業務の用に供した年以 後3年間に必要経費算入	業務の用に供した年分にお いて全額必要経費算入
適用要件		確定申告書に明細書の 添付及び計算に関する書類 の保存	確定申告書に明細書の 添付
備 考	① 取得価額の判定は通常 1単位として取引される 単位で行う（所基通49－ 39）。 ② 使用可能期間1年未 満は、その業種における 減価償却資産の使用状 況等を勘案して一般的に 消耗性のものとして認識 されるかどうかにより判 定（所基通49－40）。	① 取得価額の判定は通常 1単位として取引される 単位で行う（所基通49－ 39）。 ② 3年間の期間内におい て滅失、除却、譲渡があつ ても必要経費算入額の変 動はない（所基通49－40 の2）。 ③ 適用対象者が死亡し、 必要経費に算入していな い金額があるときは適用 対象者の死亡年の必要経 費に算入する。ただし、 業務承継者がいる場合 は、選択によりその翌年 以後その承継者が必要経 費に算入することも認め る（所基通49－40の3）。	必要経費に算入された金 額は取得価額に算入しない （措法28の2④）。 ※ 一括償却資産の適用 はない。

（注）少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る少額減価償却資産は対象から除外されることとなっています（平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得等した少額減価償却資産から適用）。

(5) 明らかに資本的支出とされるものは、修繕費として必要経費に算入することはできません。

また、資本的支出であるかどうか明らかでないものは、形式基準を参考に区分することになります（所基通 37－10 以下）。

【参考】資本的支出と修繕費の区分



(注1) 前年末に有する固定資産の原始取得価額+既往に支出した資本的支出額

(注2) 災害の場合は、支払金額の30%から資産損失として必要経費に算入された金額を除いた金額

(6) 借地権の更新料を支払った場合は、次の算式によって計算した金額が必要経費となります（所令182）。

$$(A+B-C) \times \frac{D}{E} = \text{借地権等の取得費の必要経費算入額}$$

A・・・借地権又は地役権の取得費

B・・・その更新前に支出した改良費及び更新料の額

C・・・取得費のうちその更新前に必要経費に算入された額

D・・・借地権又は地役権の更新料

E・・・借地権又は地役権の更新時の価額

(7) 専従者控除（給与）

- ① 青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色の事業専従者に該当する者を、配偶者控除又は扶養控除の対象とすることはできません（所法2①三十三、三十四）。
- ② 専従者が他に職業を有しているなど専従できない状況にある場合は、たとえ事業に従事していても専従者控除（給与）を差し引くことはできません（所令165②）。
- ③ 白色の場合には、「専従者控除前の所得÷（専従者数＋1）」の金額と配偶者である専従者86万円又はその他の専従者50万円とを専従者ごとに比較して、いずれか低い金額となります（所法57③）。

(8) 青色申告特別控除（措法25の2）

- ① 令和2年分の確定申告から、正規の簿記の原則に従って記帳している者に係る青色申告特別控除額は55万円（改正前：65万円）となりました。ただし、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行っている場合は、引き続き65万円の青色申告特別控除額が適用できます。
- ② 不動産所得を生ずべき業務が「事業的規模」で行われていない場合は、65万円又は55万円の青色申告特別控除は適用できません。
- ③ 貸借対照表を添付せず確定申告書を提出した場合又は確定申告書を確定申告期限後に提出した場合は65万円又は55万円の青色申告特別控除は適用できません（10万円の青色申告特別控除は期限後申告、修正申告、更正の時点でも受けることができます。）。

4 不動産所得

- (1) 契約又は慣習により支払日が定められているものについてはその支払日、支払日の定められていないものについては支払を受けた日が収入すべき時期となります（所基通36－5(1)）。

したがって、前月末日を支払期とする月払家賃の契約において、いわゆる前家賃の収入すべき時期は原則としてその家賃の支払を受けるべき日の属する年分の収入金額となります。

- (2) 賃貸借契約の存否についての係争等による供託金等は、その判決、和解等のあった日、家賃の値上げについての係争の場合には、たとえ供託中の家賃を受け取っていない場合でも、上記(1)に掲げる日が収入すべき時期となります（所基通36－5(2)）。

- (3) 敷金や保証金名目で収受しても、返還をしないこととなる部分については、その返還をしないことが確定した年分に収入計上することになります（所基通36－7）。

- (4) 管理人を置いて不特定多数の自動車を駐車させている場合の所得は、事業所得又は雑所得となります（所基通27－2）。

- (5) 事業主が使用人に寄宿舎等を利用させることにより受ける使用料に係る所得は、通常、使用人の福利厚生の一環として行われていることから、事業所得となります（所基通26－8）。

- (6) 土地の時価の50%を超える対価の支払を受ける借地権等の設定は、資産の譲渡とみなされ譲渡所得となります（所令79）。

- (7) **不動産所得の基**因となっていた**建物の賃借人**に対して**支払う立退料**は、当該建物の譲渡に際し支出するもの又は当該建物を取り壊してその敷地となっていた土地等を譲渡するために支出するものを除き、その支出した日の属する年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入します（所基通37-23）。
- (8) **土地建物の取得に際して支払う立退料**は、資産の取得費（取得価額）に算入されるため必要経費にはなりません（所基通38-11）。
- (9) **建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定**は、建物の貸付が社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかにより判定しますが、次の①又は②に当てはまるときは、特に反証がない限り、事業として行われるものとされています（所基通26-9）。
- ① 貸間、アパートについては、貸与することができる独立した室数がおおむね10以上あること
 - ② 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること
- なお、5棟10室のカウントについて、1棟を2室と置き換えて判定してはなりません。
- また、**土地の貸付けが事業として行われているかどうかの判定**においては、あくまでも社会通念上事業と称する程度の規模で土地の貸付けを行っているかどうかにより判定することになりますが、その判定が困難な場合には、貸室1室当たりのそれぞれの賃貸料や維持管理などの状況及び個別事情に照らし、貸室1室の貸付けに相当する土地の貸付件数を「おおむね5」として判定します。

○ 不動産貸付けの規模等による所得税法上の取扱い

項目		規模等	不動産所得を生ずべき業務が事業として行われている場合	不動産所得を生ずべき業務が事業として行われていない場合
資産損失 (固定資産等)	取壊し 除滅失却等		損失の生じた年分の必要経費に算入される(所法51①)。	損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入される(所法51④)。
	災害 盗難 横領		1 損失の生じた年分の必要経費に算入される(所法51①)。 2 被災事業用資産の損失の繰越控除の適用がある(所法70②③)。	1 雑損控除の適用がある(所法72)。 2 選択により、損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入することができる。(所基通72-1)
貸倒損失			賃貸料等の回収不能による損失は、損失が生じた年分の必要経費に算入される(所法51②)。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入の生じた年分にさかのぼって、収入金額がなかったものとされる(所法64①)。
青色事業専従者給与・事業専従者控除			必要経費に算入する(所法57①③)。	適用はない。
青色申告特別控除			一定の場合に65万円又は55万円の青色申告特別控除の適用ができる(措法25の2③、措規9の6)。	10万円の青色申告特別控除の適用がある。ただし、65万円又は55万円の青色申告特別控除を適用した事業所得者が不動産所得を有する場合には、その不動産所得を含めて65万円又は55万円の青色申告特別控除の適用ができる(措法25の2①)。
確定申告税額の延納に係る利子税			不動産所得に対応する部分は必要経費となる(所法45①二、所令97①)。	必要経費にならない(所法45①二)。
損益通算			1 損失の金額は損益通算をすることができる(所法69①)。 ただし、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額については損益通算の対象としない(措法41の4)。 2 特定組合員の組合事業から生じる不動産所得の損失の金額は損益通算の対象とならない(措法41の4の2)。	

5 事業所得

(1) 事業用車両等の売却損益は、事業所得ではなく総合課税の譲渡所得となります(所法33①②)、業務の性質上基本的に重要でない少額減価償却資産の譲渡による収入は、事業所得となります(所令81二)。

なお、少額重要資産の譲渡による収入のうち、貸衣装業における衣装類の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における繁殖用又は種付用の豚の譲渡、養鶏業における採卵用の鶏の譲渡のように反復継続して譲渡されるものは、事業所得となります(所基通27-1、33-1の2)。

譲 渡 資 産 の 内 容 等			所 得 区 分
使用可能期間が1年未満			事業所得 (又は雑所得)
① 所令138（少額の減価償却資産） の規定に該当するもの ② 所令139（一括償却資産）の規定 の適用を受けたもの	そ の 他 の 資 産		
	少額重要資産	反復継続して譲渡 そ の 他	譲 渡 所 得

(2) 棚卸資産を自家消費等した場合は、通常の販売価額を収入に計上するのが原則ですが、仕入金額と通常の販売価額の70%相当額とのうち、いずれか多い方の金額を収入金額に計上することができます（所基通39－2）。

(3) 棚卸資産を著しく低い価額で譲渡した場合には、「通常の販売価額×70%－譲渡価額」が実質的に贈与したと認められる金額として収入金額に加算されます（所法40①二、所基通40－3）。

(4) 大工、左官、とび職等の給与・事業所得区分の取扱いについては、個別通達があります。

【参考】平21.12.17付課個5－5「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」（抜粋）

1 定義

この通達において、「大工、左官、とび職等」とは、日本標準職業分類（総務省）の「大工」、「左官」、「とび職」、「窯業・土石製品製造従事者」、「板金従事者」、「屋根ふき従事者」、「生産関連作業従事者」、「植木職、造園師」、「畳職」に分類する者その他これらに類する者をいう。

2 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得区分

事業所得とは、自己の計算において独立して行われる事業から生ずる所得をいい、例えば、請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。また、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する。

したがって、大工、左官、とび職等が、建設、据付け、組立てその他これらに類する作業において、業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、当該報酬が、請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのか、又は、雇用契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価であるのかにより判定するのであるから留意する。

この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- (2) 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受けるかどうか。
- (3) 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受けるかどうか。
- (4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。
- (5) 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

(5) 経営所得安定対策の交付金は交付支払決定通知を受けた日の属する年分の農業所得の収入金額（雑収入）に計上し、消費税については、不課税取引になります。

○ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例（措法27）

家内労働者等とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。

事業所得又は雑所得の金額は、総収入金額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することになっています。しかし、家内労働者等の場合には、必要経費として55万円（令和元年分以前の所得税については65万円）まで認める特例があります。

(1) 家内労働者等の所得が事業所得又は雑所得のどちらかの場合の控除額

実際にかかった経費の額が55万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

(2) 家内労働者等に事業所得及び雑所得の両方の所得がある場合の控除額

事業所得及び雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記(1)と同様必要経費が合計で55万円まで認められます。この場合には、55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

(3) 家内労働者などによる所得のほか、給与の収入金額がある場合

イ 給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。

ロ 給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与の収入金額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高い方がその事業所得や雑所得の必要経費になります。

(4) この特例を受ける場合の注意事項等

イ 特例の必要経費額は、事業所得や公的年金等以外の雑所得の収入金額が限度です。

ロ この特例に該当する所得しかない人で、その年の総収入金額が103万円以下の場合は、総所得金額が基礎控除額の48万円以下となりますので、本人に所得税は課されず、また、扶養者の所得税額の計算上、配偶者控除あるいは扶養控除の対象となります。

ハ 上記(2)(3)に該当する方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書」を使用してください。

ニ この特例は家内労働者等が事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が55万円未満である場合の全てについて適用することとされており、家内労働者等が家内労働者等に係る所得以外の事業所得及び雑所得を有する場合についても、これらの所得(例えば、個人年金や農業所得等)を含めたところでこの特例が適用されることになります。

6 給与所得

(1) 令和2年分以後の給与所得控除額については、改正前の給与所得控除額から一律10万円引き下げられ、その年中の給与等の収入金額が850万円(改正前:1,000万円)を超える場合には、195万円(改正前:220万円)の上限額が適用されます。

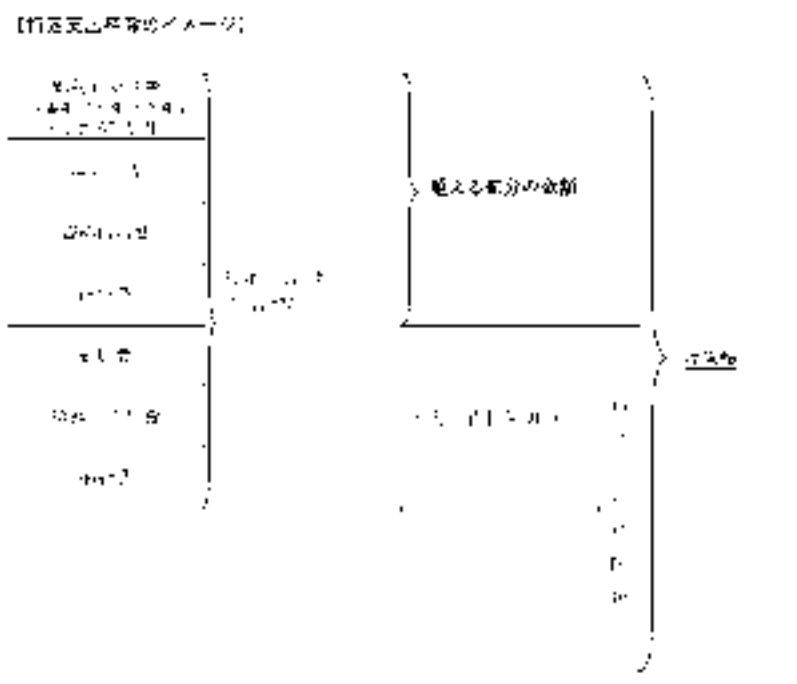
(2) 平成28年分以後の給与所得者の特定支出控除については、次の【要件】をいずれも満たす場合には、給与所得の金額を次の【算式】により求めた金額とすることができるようになりました(平成26年改正所法附則6、所法57の2、所令167の3、参考「令和2年6月29日付個人課税課情報第6号」)。

【要件】 ① 居住者が、その年中において特定支出をしたこと

② 特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超えること

【算式】

$$\begin{array}{c} \text{給与等} \\ \text{の} \\ \text{収入金額} \end{array} - \left\{ \begin{array}{c} \text{給与所得} \\ \text{控除額} \end{array} + \left[\begin{array}{c} \text{特定支出} \\ \text{の額の} \\ \text{合計額} \end{array} - \text{給与所得控除額の} 1/2 \right] \right\} = \begin{array}{c} \text{給与所得} \\ \text{の金額} \end{array}$$



(3) 特定支出控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び次の表に掲げる給与等の支払者の証明書を添付する必要があります。

また、確定申告書等の提出に当たっては、特定支出に係るその支出の事実及びその金額を証する書類（領収証等）を添付するか又は提出の際に提示しなければならないこととされています。

	添付を要するもの							添付又は提示	
	通勤費に関する証明書	職務上の旅費に関する証明書	転居費に関する証明書	研修費に関する証明書	資格取得費に関する証明書	帰宅旅費に関する証明書	勤務必要経費に関する証明書	搭乗・乗車・乗船に関する証明書	領収書等
通勤費	○								○
職務上の旅費		○							○
転居費			○						○
研修費				○					○
資格取得費					○				○
帰宅旅費						○		○	○
勤務必要経費							○		○

(注1) 特別車両料金（グリーン料金含む）、特別船室料金その他鉄道等の客室の特別の設備の利用についての料金（以下「特別車両料金等」といいます。）は、特定支出控除の対象とはなりません。

なお、特別急行料金は特別車両料金には当たらないので、特定支出控除の対象となります。

(注2) 法科大学院に係る支出は、資格取得費として特定支出の控除の対象となりますが、会計大学院に係る支出は資格取得費として特定支出の控除の対象とはなりません。

(注3) 図書費、衣服費及び交際費等については、職務の遂行に直接必要なものであることを給与等の支払者により証明されたものに限り、勤務必要経費として特定支出となります（上限65万円）。

(注4) 平成28年分以後の所得税においては、特定支出の範囲から、「雇用保険法に規定する教育訓練給付金」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立支援教育訓練給付金」が支給される部分の支出が除外されました。

(注5) 令和2年分以後の所得税においては、特定支出の範囲に、職務上の旅費（勤務する場所を離れて勤務を遂行するために直接必要な旅費等で通常要する支出）が追加されるとともに、単身赴任者の帰宅旅費に係る回数制限の撤廃等の拡充がされました。

(4) インセンティブ報酬制度について

インセンティブ (incentive) には、「やる気」や「報奨金」などの意味があり、会社は、従業員を動機づけるために様々なインセンティブプランを採用しています。

長期インセンティブは、組織として長期にわたって確保したい人材に対して、収益力の拡大や財務体質強化など、中長期的な成果実現に向けたコミットメントを促すための手法として用いられ、現金によるものと株式を利用したものがあります。

また、長期インセンティブは、もともと経営幹部社員に対して適用されることが多く、金融・IT業界など流動性が高く、人材獲得・定着競争が激しい業界では、広く一般社員も対象となっています。

7 譲渡所得

(1) **譲渡所得**とは、販売用の資産（棚卸資産）や金銭債権を除く所有資産の価値の増加益（キャピタルゲイン）について、その資産が売買等により所有者の手を離れる（譲渡）のを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税するものであり、具体的には、土地、借地権、建物、船舶、機械器具、ゴルフ会員権、特許権、有価証券、金地金、書画骨とう、宝石などの資産の譲渡による所得をいいます（所法33）。

譲渡所得のうち、土地建物等（土地、土地の上に存する権利（借地権等）、建物及びその附属設備並びに構築物をいいます。）の譲渡による所得と株式等（株式、投資信託の受益権及び公社債）の譲渡による所得については、他の所得と区分して税額を計算する分離課税の対象となります。

なお、土地建物等の譲渡による譲渡所得の詳細は、「令和2年分譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を、株式等の譲渡による譲渡所得の詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

(2) **金銭債権の譲渡による所得**は、金利に相当するものですから事業所得又は雑所得となります（所基通33-1）。

(3) **ゴルフ会員権の譲渡による所得**は、株式形態によるもの、株式形態によらないものを問わず、原則として総合課税の譲渡所得となります（所基通33-6の2、33-6の3）。

平成26年4月1日以後に行ったゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、給与所得などの他の所得と損益通算することができないようになりました（平成26年3月31日以前は、損益通算することができました）。

8 一時所得

○ 一時所得の範囲及び具体例

一時所得の範囲	利子 配当 不動産 事業 給与 退職 山林 譲渡 所得 以外 の 所得	① 営利を目的とした継続的な行為から生じたものの以外のも かつ ② 一時的な性質をもつもの かつ ③ 物や労務などの対価性のないもの
具体例	① 懸賞の賞金品、福引の当選金品等 ② 競馬、競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除く。） ③ 生命保険の満期保険金（業務に関するものを除きます。）、損害保険の満期返戻金 ④ 法人からの贈与金品（業務に関するものを除きます。） ⑤ 借家の立退料（借家権の譲渡を除きます。） ⑥ 遺失物拾得による報労金等 ⑦ 地方税の前納報奨金（業務用固定資産に係るものを除きます。） ⑧ 「ふるさと寄附金」の謝礼（特産品等）に係る経済的利益	
注意点	① 生命保険の満期保険金を受け取った人が保険料負担者でない場合は、受け取った保険金は、一時所得ではなく贈与税の課税対象になります（相法5）。 ② 一時払養老保険等の差益（保険や共済の期間が5年以下のもの、又は保険や共済の期間が5年を超えているもののうち、その期間の初日から5年以内に解約したものの差益に限り。）で、20.315%（うち国税15.315%）の税率により源泉徴収されているものは、源泉分離課税とされているため確定申告をすることができません（措法41の10①）。 ③ 借家の立退料のうち、①借家権の消滅の対価に該当する部分は総合課税の譲渡所得、②休業補償費に該当する部分は事業所得等、③その他の部分は一時所得となります（所令94、95、所基通33－6、34－1(7)）。 ④ 事業の取引先から贈与により取得した金品は、事業所得となります（所基通34－1(5)）。 ⑤ 生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る雑所得又は一時所得の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除する保険料又は掛金の総額は、その生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、事業を営む個人又は法人がその個人のその事業に係る使用人又はその法人の使用人（役員を含みます。以下同じです。）のために支出したその生命保険契約等に係る保険料又は掛金でその個人のその事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又はその法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金に算入されるもののうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額を控除して計算します（所令183、184）。 なお、この取扱いは、平成23年6月30日以後に支払を受けるべき生命保険契約等に基づく年金又は一時金に係る保険料又は掛金について適用されます（平23改正所令附則5、6）。	

○ 生命保険金等の取扱い

負担者	被保険者	受取人	保険事故等	課税関係
A	A	A	満期	一時金での受取り：Aの一時所得 年金での受取り：Aの雑所得
			死亡	相続人に相続税（Aの相続人等が受取人）
			障害	非課税
A	A	B	満期	Bに贈与税
			死亡	Bに相続税
			障害	親族等が受取り：非課税 親族等以外の者が受取り：一時所得
A	B	A	満期	一時金での受取り：Aの一時所得 年金での受取り：Aの雑所得
			死亡	親族等が受取り：非課税 親族等以外の者が受取り：一時所得
			障害	親族等が受取り：非課税 親族等以外の者が受取り：一時所得
A	B	B	満期	Bに贈与税
			死亡	Aが受取り：Aの一時所得 A以外の相続人が受取り：贈与税
			障害	非課税
A	B	C	満期	Cに贈与税
			死亡	Cに贈与税
			障害	親族等が受取り：非課税 親族等以外の者が受取り：一時所得

（注1）給与所得者の雇用主が保険料を負担している場合であっても、給与等として課税されるとき（所基通36－31の8）又は課税されない少額な保険料等（所基通36－32）であるときは、その給与所得者が保険料の負担者となります（所基通34－4（注））。

（注2）被保険者の高度障害等により受け取った保険金が一時的所得となるのは、被保険者・その配偶者・直系血族・生計を一にする親族以外の者が受取人となる場合です。

なお、高度障害保険金等の非課税の取扱いについては、所基通9－21を参照してください。

9 雑所得

- （1）過去に遡及して支給を受けた年金収入は、各年別に区分して収入に計上することになります（所基通36－14）。
- （2）公的年金等控除額を計算する際に65歳未満であるかどうかの判定は、その年12月31日現在（年途中で死亡し又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によることとなります（措法41の15の3④）。
- （3）互助年金や医師年金等の所得区分は雑所得になりますが、公的年金等ではありません（所法35③）。
- （4）定期積金や相互掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益及び平成27年12月31日以前に発行された国債及び地方債などの一定の割引債の償還差益については源泉分離課税の制度が適用されますので他の所得と総合して確定申告することができません（所法174、措法41の10、41の12）。

(5) 還付加算金は、雑所得となります(所基通35-1(4))。

(6) 居住者が外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に基づいて支給される年金については、公的年金等の雑所得に該当することになります(所法35③三、所令82の2、72②七)。

(7) 相続等に係る生命保険契約等や損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について、改正前は雑所得の課税対象は各年の年金収入金額とされていましたが、所得税施行令第185条及び同令第186条の改正によって、平成22年分以後の所得税についての雑所得の金額の計算及び施行日(平成22年10月20日)以後に提出される確定申告書又は更正の請求を行う場合については、各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます(所令185、186、所得税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第214号)附則1、2)。

(8) 平成24年1月1日以後に差金等決済が行われる外国為替証拠金取引(FX)については、市場デリバティブ取引(「クリック365」及び「大証FX」)に限定されることなく、先物取引に係る雑所得等の課税の特例(申告分離課税)及び損失の繰越控除の適用対象となります。

ただし、平成24年1月1日以後に行う店頭取引であっても、金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引は、申告分離課税ではなく、平成23年12月31日以前と同様に総合課税の対象となります。

10 所得金額調整控除

令和2年分以後の所得税から、次のとおり所得金額調整控除が創設されました。

(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、以下に掲げる者の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除します(措法41の3の3①⑤)。

- イ 本人が特別障害者に該当するもの
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者を有するもの
- ニ 特別障害者である扶養親族を有するもの

(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します(措法41の3の3②⑤)。

第4 損益通算

1 事業所得等の赤字の金額と一時所得又は総合長期譲渡所得とを通算する場合は、50万円の特別控除後で、2分の1をする前の金額と通算することになります(所法22、69①、所令198三)。

2 土地等又は建物等の譲渡所得の金額の計算上生じた損失は、原則として土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の所得から差し引くことができません（注）。また、土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の赤字を、土地等又は建物等の譲渡に係る所得から差し引くこともできません（措法31①③、32①④）。

（注）後記第5「4 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）」及び「5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）」の適用がある場合に限り、土地等又は建物等の譲渡に係る所得以外の所得から差し引くことができます。

3 生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた損失は、損益通算できません。（所法62、69②、所令178、200）。

ただし、居住者が、災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額は、損失の生じた日の属する年分又は翌年分の総合課税の譲渡所得の金額の計算上控除することができます。

生活に通常必要でない資産とは、競走馬（事業用は除く。）、別荘、書画、骨とう、貴金属などです。

また、平成26年4月1日以降、ゴルフ会員権等は生活に通常必要でない資産に含まれることとなりました（平26改正所令附則5）。

4 株式等を譲渡した場合の損失

一般株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡所得等以外の所得から差し引くことができません。

また、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上損失の金額は、原則として上場株式等の譲渡所得等以外の所得から差し引くことはできませんが、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」に該当する場合には、その年又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除きます。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から控除することができます（措法37の12の2）。

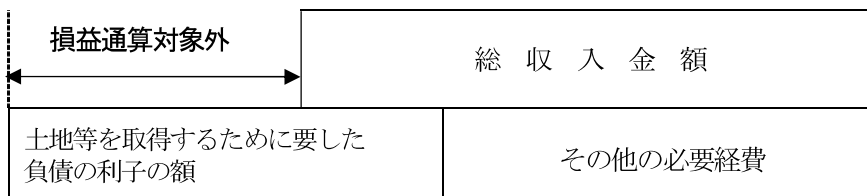
なお、申告分離課税とされる先物取引の差金等決済に係る雑所得等の損失についても同様に損益通算はできません（措法41の14①②）。株式等を譲渡した場合の損失に係る詳細は、別冊「金融所得一体課税の解説」を参照してください。

（注）平成28年1月1日以後、特定公社債の譲渡損失及び利子所得等について、損益通算及び繰越控除の対象とされています（措法37の12の2）。

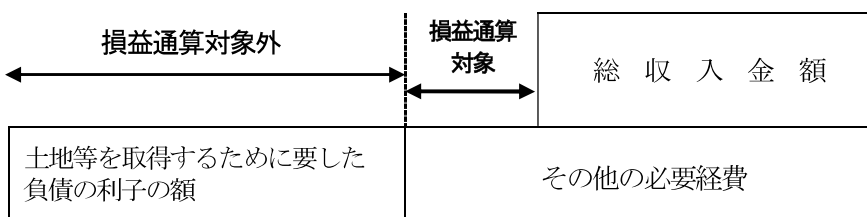
5 不動産所得に係る損益通算の特例（措法41の4）

- （1）不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、次のそれぞれに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額は生じなかったものとみなされます（措法41の4、措令26の6①）。

イ その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額がその不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を超える場合 その損失の金額



ロ その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額がその不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額以下である場合 その損失の金額のうちその負債の利子の額に相当する金額



- （2）不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等をその土地等の上に建築された建物（その附属設備及び構築物を含みます。）とともに取得した場合（これらの資産を一の契約により同一の者から譲り受けた場合に限ります。）において、これらの資産を取得するために要した負債の額がこれらの資産ごとに区分されていないこと、その他の事情によりこれらの資産の別にその負債の額を区分することが困難であるときは、これらの資産を取得するために要した負債の額がまずその建物の取得の対価の額に充てられ、次にその土地等の取得の対価の額に充てられたものとして、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額を計算することができます（措法41の4②、措令26の6②、措通41の4－2）。

なお、2年目以後については、土地の取得に要した部分の借入金の額と建物の取得に要した部分の借入金の額との割合に応じてそれぞれ返済されたものとして処理することになります（措通41の4－3）。

（設例）

1年目（取得時）

借入金の総額 30,000,000円
 土地の取得に要した借入金の額 10,000,000円
 借入金利子 1,800,000円
 土地の取得に要した借入金の利子

$$1,800,000 \times \frac{10,000,000}{30,000,000} = 600,000$$

2年目

借入金残高 28,000,000円
 借入金利子 1,500,000円
 土地の取得に要した借入金の利子

$$1,500,000 \times \frac{10,000,000}{30,000,000} = 500,000$$

(3) 借入金で取得した土地・建物を不動産所得の生ずべき業務の用とそれ以外の用とに併用する場合には、その借入金の利子については、その利子の全額をその業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入するのではなく、その業務の用に供される部分に対応する金額のみを必要経費に算入することとなります。

このため、まず、その土地・建物の業務に使用する割合に基づいて、その業務の用に供される部分の土地・建物のそれぞれの取得価額及び当該取得価額の合計額に対応する借入金の額を計算し、必要経費に算入すべき利子の額（当該借入金の額に対応する利子の額）を計算することが必要となります（措通41の4－1）。

借入金を土地と建物の別に区別できない場合について設例で示すと次のとおりです。

(設例)

- 土地の取得価額 30,000,000円
 - 内 業務に使用する部分（50%） 15,000,000円
- 建物の取得価額 20,000,000円
 - 内 業務に使用する部分（40%） 8,000,000円
- 自己資金 10,000,000円
- 借入金の額（区分不明） 40,000,000円
 - 内 業務に使用する部分 18,400,000円

$$40,000,000 \times \frac{15,000,000 + 8,000,000}{30,000,000 + 20,000,000} = 18,400,000$$

- 借入金の利子の額 3,000,000円
 - 内 必要経費に算入すべき額 1,380,000円

$$3,000,000 \times \frac{15,000,000 + 8,000,000}{30,000,000 + 20,000,000} = 1,380,000$$

イ 業務に使用する部分の土地の取得に要した借入金の額

$$18,400,000 \text{円} - 8,000,000 \text{円} = \underline{10,400,000 \text{円}}$$

ロ 業務に使用する部分の土地の取得に要した借入金の利子の額

$$1,380,000 \times \frac{10,400,000}{18,400,000} = 780,000$$

(4) この規定は、不動産貸付けの規模にかかわらず適用されます。また、他の各種所得との損益通算を認めない規定のため、不動産所得内の差引計算（赤字となる不動産所得とそれ以外の黒字となる不動産所得の通算）は認められます。

第5 損失の繰越

- 1 純損失、雑損失の繰越控除は、原則として純損失、雑損失の金額が生じた年分について損失申告書（確定申告書第4表）を提出し、その後の年分において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用されます（所法70、71）。
- 2 繰越損失額は、任意の金額を任意の年分で控除することはできず、純損失、雑損失の金額に達するまで連続して順次控除しなければなりません。

3 純損失の金額を有する者が死亡した場合には、繰越控除の規定の適用はないことになりますから、被相続人の事業を承継した相続人があった場合であっても相続人の所得から控除することはできません。

4 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5）

【主な要件】

① 適用期限	平成10年1月1日～令和3年12月31日
② 譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
③ 買換資産	イ 居住用家屋（床面積50㎡以上）及びその敷地 ロ 譲渡日の前年の1月1日から譲渡日の翌年12月31日までの間に取得して、取得日からその翌日12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであること
住宅借入金等	繰越控除の適用年の年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
④ 敷地に係る譲渡損失の金額	500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額が繰越控除の対象とはならない。
⑤ 住宅借入金等特別控除関係	買換資産について住宅借入金等特別控除を適用することができる。
⑥ 所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下に限る。

5 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の5の2）

【主な要件】

① 適用期限	平成16年1月1日～令和3年12月31日
② 譲渡資産	所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
住宅借入金等	譲渡に係る契約を締結した日の前日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
③ 譲渡資産に係る譲渡損失の金額	対象となる損失の金額は譲渡資産に係る一定の住宅借入金等の金額から譲渡資産の対価の額を控除した残額が限度となる。
④ 所得要件	繰越控除は合計所得金額3,000万円以下に限る。

第6 所得控除

1 雑損控除

（1）雑損控除の対象となる損害金額は、住宅や家財などについて受けた損失額と災害等に関連してやむを得なく支出をした金額です（所法72①、令206）

また、住宅や家財などについて受けた資産の損失の金額は、損失を受けた時の直前における資産の価額（時価）によって計算します。

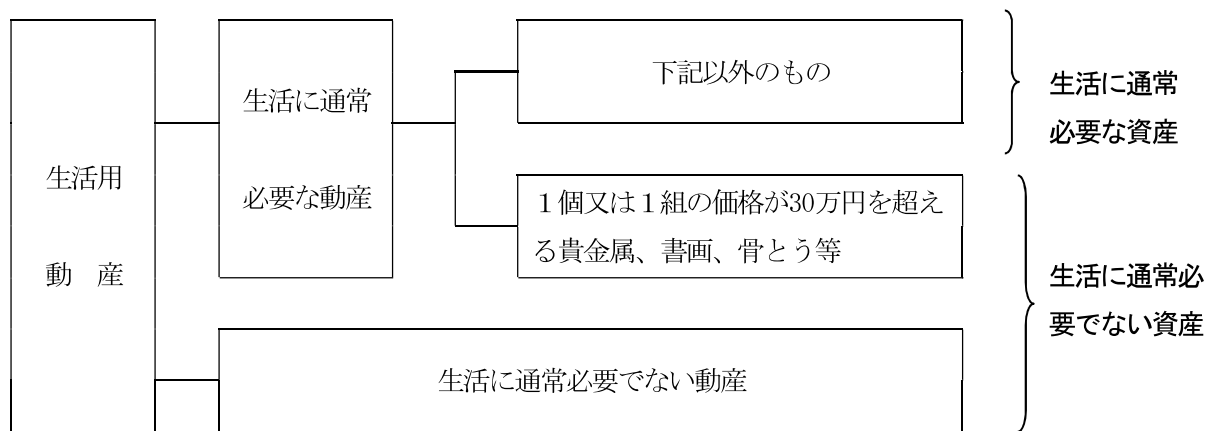
なお、平成26年以後は、その資産が減価する資産である場合には、上記の時価によって計算する方法と取得価額を基礎（簿価）として計算する方法のいずれか選択できることとされました（所令206③）。

（2）貴金属等の生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれます（所法72①）。

「生活に通常必要でない資産」とは、次の資産をいいます（所令178①）。

① 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産

- ② 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- ③ 上記②以外の資産（ゴルフ会員権等）（平成26年4月1日以後生じた損失に限る。）
- ④ 生活の用に供する動産で、次のもの



- (3) 生計を一にする親族の所得金額が基礎控除の額を超えている場合には、その親族の有する資産の損失額を含めることはできず、各人が雑損控除の適用を受けることになります（所法72①、所令205①）。
 - (4) 損失額を計算する際は、再取得価額から減価相当分を控除して被災直前の被災資産の時価を見積もることとなります。
 - (5) 生活用資産に損害を受けたことにより、保険会社や加害者から受けた保険金や損害賠償金、見舞金、任意の互助組織から受けた災害見舞金などは、損害金額から差し引いて損害額を計算しますが、友人や知人又は近隣から受けた見舞金などは損害金額から差し引く必要はありません（所令206、所基通72－7）。
 - (6) 詐欺・脅迫による損失、保証債務の履行により生じた損失等は、雑損控除が適用される損失に該当しません。
 - (7) 豪雪の場合において、家屋（生活に通常必要でない家屋及び事業用の家屋を除きます。以下同じ。）の倒壊を防止するための①屋根の雪下ろし費用、②家屋の外周の雪の取除き費用、③これらに直接関連して必要となる雪捨て費用は、資産の取得費となるものを除き、災害関連支出として雑損控除の対象となります（昭56.1.29直所3－2）。
- 具体的には、次のような費用が対象となります。
- ① 人夫賃
雪下ろし等のために雇用した者（生計を一にしている親族及び同一家屋内で生活している親族を除きます。）に支払った賃金（日当、時間給又は請負金額）、旅費、除雪用具等の借損料、食事費用等
 - ② 除雪機械等の借上料
雪下ろし等のための機械類（ブルドーザー、パワーショベル等）や運搬車両（ダンプ式貨物自動車等）の借上料、借主が負担した燃料費（自己所有の機械等の燃料費を含む。）
 - ③ 町内会等が行った雪下ろし費用等の分担金
個人の屋根の雪下ろし等を町内会等が行い、その費用を当該個人が分担した場合の分担金

- ④ 専ら雪下ろし等を使用され、かつ、一冬限りで費消し尽くされる消耗品

雪下ろし用スコップ、雪下ろし用ビニール製波板、雪運搬用そり（スノーダンプ）など

- ⑤ 防護柵（雪囲い）

切迫している被害の発生を防止するための応急措置に係る防護柵等の設置費用で、その費用の支出の効果がその災害による被害の発生を防止することのみに寄与するもの（被害発生の緊急性がやんだ後には、その支出の効果が残らないもの）

（注）雪下ろし費用等は、原則として支出した日の属する年分の雑損控除の対象となりますが、例えば、豪雪の状況が本年から続いており、本年に降り積もった雪を翌年になって除去等したような場合には、災害の発生は本年中であると認められるため、翌年3月15日までの支出について、本年分の雑損控除の対象とすることができます（所基通72－5）。

ただし、本年に降り積もった雪をいったん本年中に除雪・融雪して家屋の倒壊の防止を行った後、翌年以降再び、豪雪により家屋の倒壊の防止を行うために支出した雪下ろし費用等については、翌年中に生じた災害により支出したものと認められることから、翌年3月15日までに支出したものであっても、本年分の雑損控除の対象とすることはできません。

- （8）令和元年東日本台風（台風第19号）に関する被害については、「災害に関する所得税の取扱い（令和元年災害用）」を参照してください。

2 医療費控除

（1）従来の医療費控除

自己や自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために令和元年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます（所法73①）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中} \\ \text{に支払った} \\ \text{医療費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{以下の人は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\}$$

（2）セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

自己が健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、自己や生計を一にする配偶者その他の親族のために令和元年中に支払った特定一般用医薬品の購入費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます（措法41の17の2）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支払った} \\ \text{特定一般用医薬品等} \\ \text{購入費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{金額} \end{array} \right) - 1 \text{万2千円}$$

3 社会保険料控除

- （1）社会保険料控除は、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にその支払った者に社会保険料控除が適用されます。

したがって、自己と生計を一にする配偶者その他の親族の年金から特別徴収されている後期高齢者医療制

度に係る保険料や介護保険料については、自己の社会保険料控除の対象にはなりません。

ただし、平成21年4月以降の保険料（介護保険料等の一定の保険料は除かれます。）については、市区町村等へ一定の手続を行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、口座振替により保険料を支払うことが選択できます。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った者に控除が適用されます。

（注）保険料を口座振替の方法により支払っている場合、当該保険料について社会保険料控除が適用されるのは、あくまでも口座名義人となります。

例えば、保険料相当額を振替口座に振り込むなどして、口座名義人以外の者が実質的に保険料を負担したような場合であっても、口座名義人の社会保険料控除になります。

（2）平成26年4月以降から、国民年金保険料を2年前納した場合の社会保険料控除については、全額を納めた年に控除又は各年分の保険料に相当する額を各年に控除のいずれか選択することができます。

（3）医師年金又は歯科医師年金の掛金は、社会保険料控除の対象とはなりません（所法74②）。

4 小規模企業共済等掛金控除

（1）納税者の配偶者に係る小規模企業共済等掛金は、当該配偶者の申告の際に控除するものであって、当該納税者の控除に含めて申告することはできません（所法75①）。

（2）平成23年1月1日以後、小規模企業共済制度の加入対象に追加される共同経営者が支払った掛金について、控除の対象になります（小規模企業共済法附則1）。

5 生命保険料控除

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち、介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする契約等に係る支払保険料は、介護医療保険料控除として生命保険料控除の対象となります（平22改正法附則4）。

6 地震保険料控除

居住者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額（最高1万5千円）をその年分の総所得金額等から控除することができることとされました（地震保険料控除と合わせて最高5万円）。

この場合において、当該長期損害保険契約等が地震保険料控除の対象となる損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとされます（平18改正法等附則10）。

7 寄附金控除（別紙3）

（1）学校の入学に関してするもの及び国又は地方公共団体に対する寄附金でその寄附をした者が、その寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別の利益がその寄附をした人に及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象とはなりません（所法78②、所基通78－2）。

（2）宗教法人に対する寄附金は、財務大臣が指定したもの以外は寄附金控除の対象とはなりません（所法78②二）。

- (3) 地方公共団体等に土地等の資産を寄附して措置法40条の適用を受ける場合には譲渡益相当額が非課税とされるため、寄附金控除の対象となる寄附金の額は、その資産の取得費及び寄附に要した費用の合計額となります(措法40⑩)。
- (4) 公益法人を設立するための寄附金は、財務大臣が指定したものを除いて寄附金控除の対象とはなりません(設立後の当該法人の主たる目的である業務に関する寄附金は、特定寄附金に該当します。)(所法78②二、三)。
- (5) 一定の要件を満たす公益社団法人等に対する寄附金については寄附金控除との選択により、公益社団法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることができます(措法41の18の3)。
- (6) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で財務大臣が指定したものに、義務教育学校を設置する学校法人に対する寄附金(平成28年4月1日以後に支出するもの)が対象に加えられました(所法78②二、平成28年財務省告示第93号)。
- (7) 政治活動に関する寄附金は、政治資金規制法に違反するもの、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象となりません(措法41の18①)。
- (8) 政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金については、寄附金控除との選択により、政党等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることができます(措法41の18②)。
- (9) 個人が認定特定非営利活動法人等(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人をいう。以下「認定NPO法人等」といいます。)に対し、認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、当該寄附に係る支出金は、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除き、特定寄附金とみなして寄附金控除の適用が認められます(措法41の18の2①)。
- なお、上記の特定寄附金は選択により、認定NPO法人寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けることができます(措法41の18の2②)。
- (10) 海外で発生した災害等の被災者等への義援金等については、日本赤十字などの海外被災者救援を目的とする特定公益増進法人を通じて被災者等に交付されるものは、寄附金控除の対象となりますが、特定公益増進法人を通じないで、直接被災者等に交付されるものは寄附金控除の対象になりません。
- (11) 国内の災害に際して募金団体が募集する義援金等が最終的に地方公共団体へ拠出されるものは地方公共団体に対する寄附金に該当します(所法78②一、所基通78-5)。
- (12) 平成27年4月1日以降に支出するふるさと納税についてワンストップ特例を適用している場合には、確定申告せずに寄附金控除を受けることができます。
- ワンストップ特例は、①確定申告が不要な給与所得者等で、②ふるさと納税先の地方団体数が5団体以内であり、③ふるさと納税を行う際に各地方団体に特例の適用に関する申請書を提出した場合に適用されます。この場合、所得税から控除される寄附金控除額に相当する金額も含めて住民税で税額控除を受けられます。

- (13) 令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、中止若しくは延期又はその規模の縮小を行った文化芸術・スポーツに関する行事で一定のもの（文部科学大臣の指定行事）に係る入場料金等の払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、その払戻請求権相当額の合計額（最高20万円）について、寄附金控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の対象とする特例が措置されました（新型コロナ税特法5）。

この特例措置の詳細については、別添「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を参照してください。

【申告手続】

寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。

なお、ふるさと納税のワンストップ特例を適用していた者が医療費控除等を受けるために確定申告する場合は、ワンストップ特例の適用を受けていたふるさと納税についての寄附金控除も併せて申告する必要があります。

【計算方法】

次の①と②のいずれかの低い方の金額

$$\left(\begin{array}{l} \text{① 「特定寄附金の合計額」} \\ \text{② 「総所得金額等×40\%」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} 2,000\text{円} \end{array} \right) = \text{寄附金控除額}$$

(注)「特定寄附金の合計額」には、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれません。

8 寡婦・ひとり親控除

- (1) 令和2年分の所得税から、ひとり親控除が創設されるとともに、寡婦（寡夫）控除については、要件の見直しを行った上で、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組され、寡婦控除の特例（旧措法41の17）が廃止されました。なお、いずれの控除についても、本人の合計所得金額が500万円を超える場合は適用できません（所法2①三十及び三十一、80及び81、所令11及び11の2）。

- (2) 離婚して扶養親族のいない寡婦は、寡婦控除は適用できません（所法2①三十）。

種類	控除額	適用対象者
寡婦控除	27万円	寡婦に該当する者（次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、「ひとり親」に該当する者を除く。） ○ 夫と離別した後婚姻をしていない者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、②扶養親族（注1）を有しており、かつ、③合計所得金額が500万円以下であるもの。 ○ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明などの者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、かつ、②合計所得金額が500万円以下であるもの。
ひとり親控除	35万円	ひとり親に該当する者（次に掲げる要件を満たすもの。） 現に婚姻をしていない者又は配偶者が生死不明などの者で、①事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、②その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下の生計を一にする子（注2）を有しており、かつ、③合計所得金額が500万円以下であるもの。

（注1）親族のうち、その年分の合計所得金額が48万円以下の者をいいます。なお、他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除きます。

（注2）他の者の同一生計配偶者や扶養親族とされている者を除きます。

参考		改正前後の所得控除額	
		改正前	改正後
		（世帯の世帯主が所得控除の額：2万円）	
本人が女性	配偶関係	死別	離婚
	合計所得	～500万	500万～
	子	35	27
	扶養親族	27	27
本人が男性	配偶関係	死別	離婚
	合計所得	～500万	500万～
	子	27	—
	扶養親族	—	—

※合計所得金額20万円＝年収25万円

9 勤労学生控除

「勤労学生」とは、学校の学生等で給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が55万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得（自己の勤労によらない所得）が10万円以下の者をいいます（所法2①三十二）。

10 障害者控除

(1) 本人が(特別)障害者であるとき、又は同一生計配偶者や扶養親族のうちに(同居特別、特別)障害者であるときに控除されます(所法79、所法2①二十八、二十九、所令10)。

なお、障害者であるかどうかの判定は、その年の12月31日(その年の中途において死亡し又は出国する場合には、その死亡又は出国時。)の現況によります(所法85①)。

ただし、その同一生計配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況によります(所法85②)。

区 分	控 除 額	
	本 人	同一生計配偶者 又は扶養親族
障害者	270,000 円	
特別障害者	400,000 円	
同居特別障害者		750,000 円

	障害者	特別障害者
1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 (注) 第三者機関による認定等は必要ありません。	
2	児童相談所(18歳未満)、知的障害者更生相談所(18歳以上)、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により知的障害とされた者 具体例 ① 療育手帳等に B 又は C と記載されている者 (注) 療育手帳等は、児童相談所又は知的障害者更生相談所の認定に基づいて都道府県知事が発行するものです(地方によっては愛称がつけられているところもあります。例、埼玉県の手帳、横浜市の手帳等)。 ② 愛の手帳(東京都)に 3 級以下の記載がある者(愛の手帳は東京都と厚生労働省との協議により療育手帳と同等のものとされています。)	左のうち、重度の知的障害者として判定された者 具体例 ① 療育手帳等に A 又は A と記載されている者 ② 愛の手帳(東京都)に 1 級又は 2 級と記載されている者
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (注) 表紙には「障害者手帳」と記載されています。	左のうち、障害等級が 1 級と記載されている者
4	身体障害者手帳に身体障害者として記載されている者	左のうち、障害の程度が 1 級又は 2 級と記載されている者
5	戦傷病者手帳の交付を受けている者	左のうち、障害の程度が恩給法に定める 特別症項、第1～3項症 までに該当する旨記載されている者

6	原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者 (注) いわゆる「認定患者」のみが対象であり、原子爆弾被爆者健康手帳を持っている者全員が対象となっているわけではありません。	
7	常に就床を要し、複雑な介護を要する者 (注) その年の12月31日に、引き続き、6月以上にわたり身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排便等を行うことができない状態にあると認められる人(所基通2-39)。	
8	精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記1、2又は4に準ずるものとして市町村長、社会福祉事務所の認定を受けている者	左のうち、その障害の程度が、上記1、2又は4に準ずるものとして、市町村長、社会福祉事務所の認定を受けている者

(注) 介護保険の要介護認定、公害認定及び難病指定等の認定等を受けていても、直ちに障害者控除が受けられるわけではなく、個別判断する必要があることに留意してください。

(2) 市区町村等が過去の年分に遡及した障害者控除対象者認定書を交付した場合には、遡及した年分から障害者に該当することとなります。

(3) 障害者控除の対象とされる障害者は、所得税法施行令第10条に規定されている人とされていますが、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者であっても、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、障害者控除の適用を受けることができます(所令10、所基通2-38)。

イ その年分の確定申告書を提出する時において、これらの手帳の交付を申請中であること、又はこれらの手帳の交付を受けるための医師の診断書を有していること

ロ その年の12月31日その他障害者であるかどうかを判定すべき時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載され、又はその交付を受けられる程度の障害があると認められる者であること

11 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除

(1) 所得制限の判定に当たって、分離譲渡所得は特別控除前で判定します(措法31①③、32①④)。

(2) 老人扶養親族(又は老人控除対象配偶者)に該当するかどうかは、年齢65歳以上かどうかではなく、年齢70歳以上かどうかで判定します(所法2①三十三の二、所法2①三十四の四)。

(3) 老人ホーム等の施設に入居している者は、同居を常況としているとはいえないので、同居老親等とはなりません。

(4) 生計を一にする親族が扶養親族や控除対象配偶者に該当するか否かを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得の金額は含まれないことになっています。

したがって、厚生年金保険法に基づく遺族厚生年金や国民年金法に基づく遺族基礎年金などは非課税所得のため、非課税所得以外の親族の合計所得金額は48万円以下であれば、扶養親族となります(所法2、9、所基通2-41、9-2)。

(5) 扶養控除額は、扶養親族の状況により次のとおりとなります（所法84、措法41の16①）。

区 分	年 齢	控 除 額
扶養控除対象外	16歳未満	0円
一般の控除対象扶養親族	16歳以上19歳未満	380,000円
特定扶養親族	19歳以上23歳未満	630,000円
一般の控除対象扶養親族	23歳以上70歳未満	380,000円
同居老親等以外	70歳以上	480,000円
同居老親等		580,000円

(6) 令和2年分以後の配偶者控除及び配偶者控除額は次のとおりとなります（所法83①、83の2①）。

		居住者の所得金額の合計額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の 所得金額の 合計額	48万円以下 (控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

(注1) 配偶者控除は、令和2年分から、控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が、48万円以下（改正前：38万円以下）に引き下げられました。

(注2) 配偶者特別控除は、令和2年分から、控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についてそれぞれ10万円引き上げられました。

(7) 夫婦がお互いに配偶者特別控除を受けることもできません。

なお、控除対象配偶者に係る配偶者特別控除は適用することができません（所法83の2②）。

(8) 年途中で控除対象配偶者が死亡した場合（納税者は再婚していない場合）は、配偶者が死亡した時の現況において、控除対象配偶者の該当要件を満たしているか否かを判定し、その要件を満たしている場合には、納税者は配偶者控除の適用を受けることができます。この場合、「配偶者の合計所得金額が48万円以下」という要件は、配偶者のその年の1月1日から死亡日までの間の合計所得金額で判定します。

なお、年途中で控除対象配偶者が死亡した場合であっても、配偶者控除額の月割計算等はい行いません（所法2、83、85）。

(9) 年途中で納税者本人が死亡した場合は、納税者本人が死亡したときの現況において、納税者の配偶者につき控除対象配偶者の該当要件を満たしているか否かを判定し、その要件を満たしている場合には、納税者は配偶者控除の適用を受けることができます。ただし、この場合の「配偶者の合計所得金額が48万円以下」という要件は、上記（7）とは異なり、配偶者のその年の1月1日から12月31日までの間の合計所得金額を見積もって判定することになります。そして、その判定後に偶発的な事由により配偶者に所得が発生したとしても、それはこの判定に影響を与えません。

また、年途中で納税者本人が死亡した場合であっても、配偶者控除額の月割計算等を行わないことは上記（8）と同じです（所法2、83、85、所基通85-1）。

(10) 雇用保険法第61条の4の規定に基づき支給される育児休業基本給付金は、同法第12条の規定により課税されないこととなっていますので、控除対象配偶者に該当するかどうかを判定するときの合計所得金額には含まれません（所基通2-41、雇用保険法10、12、61の4）。

12 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務（平成 28 年分以後の所得税について適用）

確定申告において、非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければなりません。ただし、年末調整時にこれらの書類を添付又は提示した場合は、確定申告時に添付又は提示する必要はありません。また、給与等又は公的年金等の源泉徴収において扶養控除申告書等に添付し、又は提示した親族関係書類は、確定申告書への添付又は提示を要しません。

親族関係書類 (その国外居住親族がその居住者の親族であることを証するもの)	次の①又は②のいずれかの書類(外国語で表記されている場合はその翻訳文を含む。) ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。)
---	--

送金関係書類 (その国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの)	次の①又は②のいずれかの書類(外国語で表記されている場合はその翻訳文を含む。) ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者からその国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその <u>国外居住親族が</u> 商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその <u>居住者から</u> 受領したことを明らかにする書類 (※いわゆる家族カードに係る利用明細書)
--	---

13 基礎控除

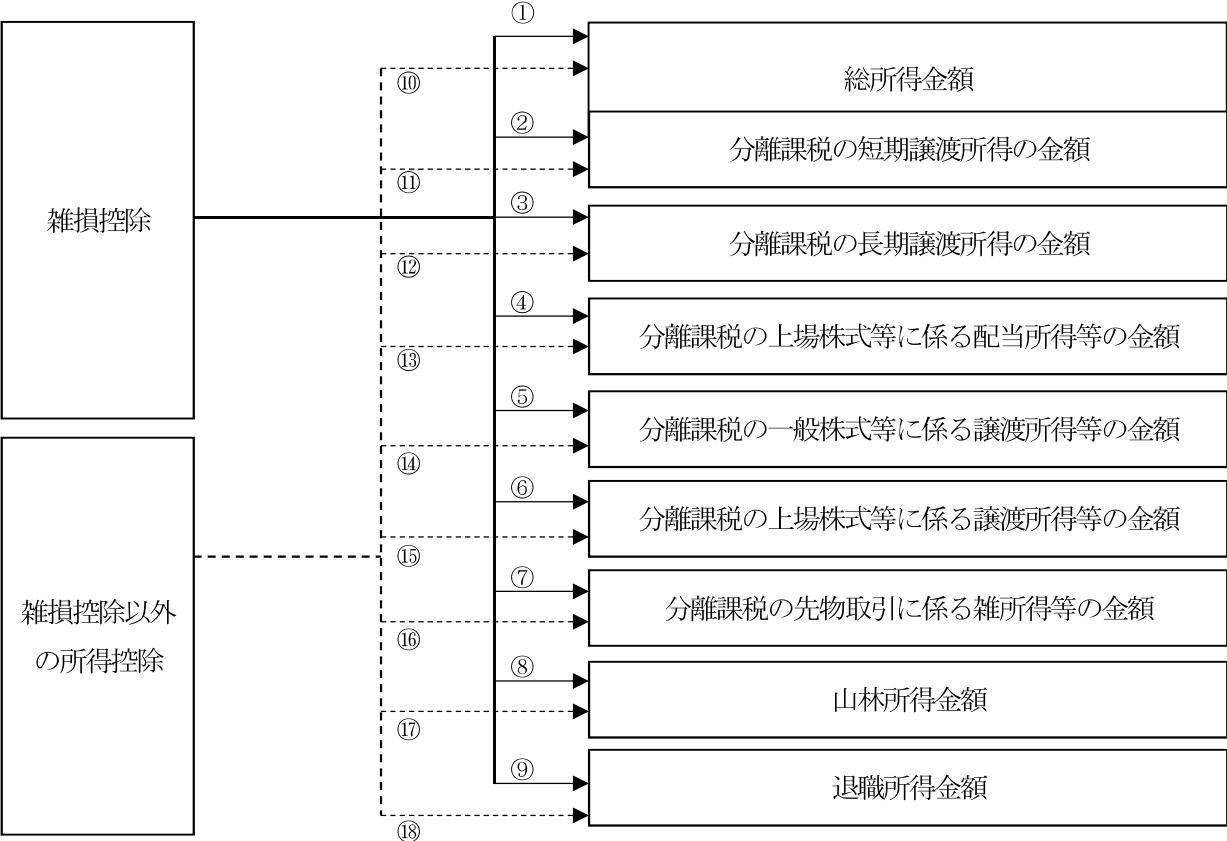
令和 2 年分の確定申告から、基礎控除額が次のとおりとなりました。

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

14 所得控除の順序

雑損控除の金額を下記の順序（①～⑨）で差し引いた後、なお所得の金額がある場合には、残りの控除の合計金額を同じ順序（⑩～⑱）で差し引きます（所法87、措法8の4③三、31③三、32④、37の10⑥五、37の11⑥、41の14②四）。

（注）所得控除のうち雑損控除のみは、他の諸控除と区分して最初に所得金額から差し引くことになっています。これは、雑損控除の金額は他の控除と異なって、所得金額から引き切れない場合にはその引き切れない金額を控除不足額として翌年以降の所得計算の際に差し引くことが認められているからです。



○ 合計所得金額

総得 金 額	+	分離短期 譲渡所得 の金額	+	分離長期 譲渡所得 の金額	+	(申告分離) 上場株式等 に係る配当 所得等の金額	+	一般株式等 に係る譲渡 所得の金額	+	上場株式等 に係る譲渡 所得の金額	+	先物取引に 係る雑所得 等の金額	+	退職所得 金 額	+	山林所得 金 額
-----------	---	---------------------	---	---------------------	---	------------------------------------	---	-------------------------	---	-------------------------	---	------------------------	---	-------------	---	-------------

(合 計 所 得 金 額)

合計所得金額とは、次の①から⑧までの合計額をいいます。

- ① 総所得金額（損益通算を適用し、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ② 分離短期譲渡所得の金額（特別控除前の金額で、分離長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときはその計算した金額を限度として控除し、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ③ 分離長期譲渡所得の金額（特別控除前の金額で、分離短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときはその計算した金額を限度として控除し、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ④ 上場株式等に係る配当所得等の金額（その年中の上場株式等に係る譲渡損失の金額との間における損益通算を適用し、上場株式等に係る譲渡損失、特定株式に係る譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ⑤ 一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額（その年中の一般株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額との間における損益通算及び上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額との間における損益通算をそれぞれ適用し、一般株式等に係る譲渡損失、上場株式に係る譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ⑥ 先物取引に係る雑所得等の金額（その年中の商品先物取引（平成13年4月1日以後に決済されたもの）、金融商品先物取引等による事業所得及び雑所得の金額間での損益通算を適用し、先物取引の差金等決済に係る損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ⑦ 退職所得金額（2分の1後）（損益通算を適用し、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）
- ⑧ 山林所得金額（特別控除後）（損益通算を適用し、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用しないで計算した金額）

（所法2①三十、22、措法8の4①③、31①③、32①④、37の10①⑥、37の11①⑥、37の12の2①⑩、37の13の2①⑥、41の5①⑫、41の5の2①⑫、41の14①②）

○ 総所得金額等

総所得金額等は、「合計所得金額」に、純損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除を適用して計算した金額をいいます。

第7 税額計算等の特例

1 土地建物等の譲渡所得

- (1) 分離短期譲渡所得に対する税額は、通常の場合、次のようになります（措法32①）。

課税短期譲渡所得金額 × 30%

（注）平成26年1月1日以後に取得した土地建物等を譲渡した場合に適用されます。

- (2) 分離長期譲渡所得に対する税額は、通常の場合、次のようになります（措法31①）。

課税長期譲渡所得金額 × 15%

（注）平成25年12月31日以前に取得した土地建物等を譲渡した場合に適用されます。

2 株式等に係る譲渡所得等

- (1) 一般株式等の譲渡（措法37の10）

一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 15%

- (2) 上場株式等の譲渡（措法37の11）

上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 × 15%

※ 所得税の確定申告書第3表の一般株式等の譲渡及び上場株式等の譲渡に係る「課税される所得金額」欄については、一般株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式株式等の譲渡に係る課税譲渡所得等の金額の合計額を記載することとされているが、課税譲渡所得等の金額に係る端数処理（1,000円未満切捨て）については、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額それぞれについて端数処理（1,000円未満切捨て）を行った後、当該端数処理後の各金額の合計額を記入する必要があることに留意する（一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額を合算した後の金額に対して端数処理（1,000円未満切捨て）を行うことのないよう留意する。）。

3 変動所得、臨時所得の平均課税

その年に変動所得又は臨時所得がある場合は、次の要件に該当するときに限り、適用を受けることができます（所法90①、③）。

- (1) 変動所得のみがある場合

その年分の変動所得の金額（前年以前2年内に変動所得があるときは、前年分及び前々年分の変動所得の金額の平均額を超える場合に限る。）が、その年分の総所得金額の20%以上であること。

- (2) 臨時所得のみがある場合

その年分の臨時所得の金額が、その年分の総所得金額の20%以上であること。

- (3) 変動所得と臨時所得がある場合

その年分の変動所得の金額と臨時所得の金額の合計額（その年分の変動所得の金額が前年分及び前々年分の変動所得の金額の平均額以下であるときは、その年分の臨時所得の金額）が、その年分の総所得金額の20%以上であること。

第8 税額控除

1 配当控除

居住者が配当所得を有する場合には、次のとおり計算した配当控除の金額を所得税額から差し引きます（所法92①）。

なお、次の（８）のとおり、申告不要制度や分離課税を選択した配当所得には、配当控除の適用がありません。

（１）課税総所得金額が1,000万円以下の場合

配当所得の金額（配当控除の対象とならない配当所得を除く。以下同じ。）の10％が配当控除となります（所法92①）。

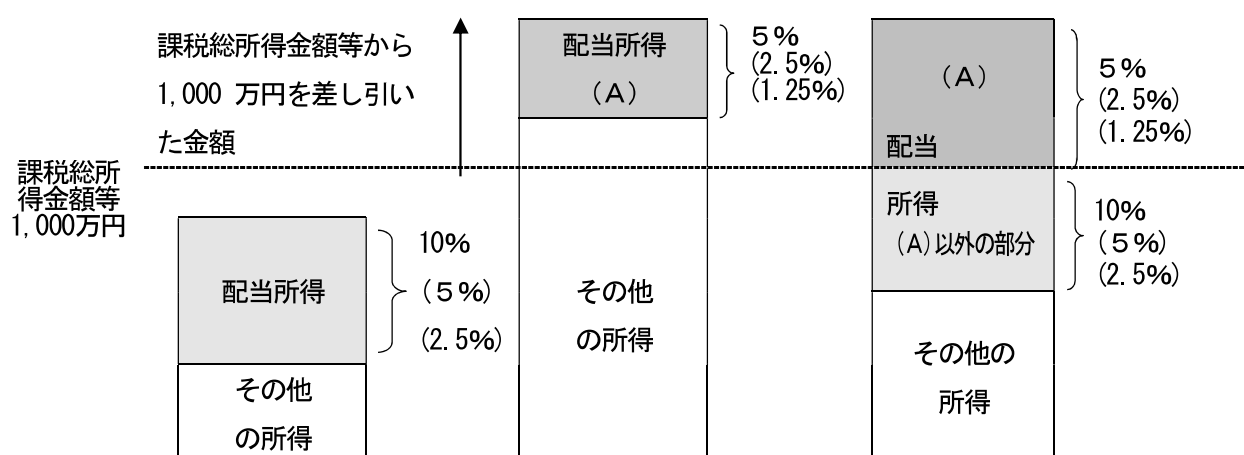
（２）課税総所得金額が1,000万円を超えている場合

配当所得のうち、課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額までは5％の配当控除となります（所法92①）。

（３）配当所得のうちに、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、上記（１）及び（２）の「10％」は「5％」と、「5％」は「2.5％」として、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、上記（１）及び（２）の「10％」は「2.5％」と、「5％」は「1.25％」として配当控除額を計算します（所法92①、措法9④）。

（４）「証券投資信託」とは、一般外貨建等証券投資信託及び特定株式投資信託以外の証券投資信託（配当控除の対象とならないものを除く。）をいいます。

（５）「一般外貨建等証券投資信託」とは、特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託（配当控除の対象とならないものを除く。）をいいます。



（注）上記の「課税総所得金額等」とは、課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます（所法89②、措法8の4③、31③四、32④、37の10⑥六、41の14②五）。

(6) **配当控除**は、配当所得の収入金額ではなく負債利子を差し引いた後の配当所得の金額に適用されます(所法92①)。

(7) **配当控除額**は、損益通算をする場合でもその損益通算前の配当所得の金額を基にして計算することになります。

(8) 次の配当所得については、配当控除の適用がありません。

- ① 外国法人から受ける配当(外国法人の国内にある営業所等に信託された証券投資信託の収益の分配を除く。)(所法92①)
- ② 特定受益証券発行信託の収益の分配(所法92①)
- ③ 基金利息(所法92①)
- ④ オープン型証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻し相当部分(所法9①十一、所法92①)
- ⑤ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等(措法8の4①)
- ⑥ 確定申告をしないことを選択した配当等(措法8の5)
- ⑦ 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権(外国投資信託の受益権を除く。)の収益の分配に係る配当等(措法9①一)
- ⑧ 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(上記⑦のうち外国投資信託の受益権の収益の分配に係る配当等を除く。)(措法9①二)
- ⑨ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等(措法9①三)
- ⑩ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等(措法9①四)
- ⑪ 投資信託のうち、法人課税信託に該当するもの(適格機関投資家私募により行われたもののうち、その募集が主として国内において行われ、かつ、投資信託約款にその募集が機関投資家私募である旨の記載がなされて行われたもの)(措法9①五イ)
- ⑫ 特定目的信託から支払を受ける配当等(措法9①五ロ)
- ⑬ 特定目的会社から支払を受ける配当等(措法9①六)
- ⑭ 投資法人から支払を受ける配当等(措法9①七)

(注) ⑩の特定外貨建等証券投資信託とは、外貨建等証券投資信託のうち、外貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが100分の75以下に定められている以外のものをいい、この収益の分配に係る配当所得については配当控除を受けることはできません。

なお、外貨建資産割合又は非株式割合が「制限なし」や「約款規定なし」等の場合は特定外貨建等証券投資信託に該当するため、配当控除を受けることはできません。

		非株式割合		
		50%以下	50%超 ～75%以下	75%超（注1）
外貨 建資産割合	50%以下	（4）の証券投資信託 （注2）		} 特定証券 証券投資信
	50%超～ 75%以下	（5）の一般外貨建等証券投資信託		
	75%超（注1）	（8）⑩の特定外貨建等証券投資信託(配当控除なし)		

（注1）「制限なし」や「約款規定なし」等と記載されている場合も該当します。

（注2）（4）の証券投資信託以外の部分は外貨建等証券取引投資信託です。

2 住宅の取得等に係る税額控除

個人が、住宅の新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たす場合は、①住宅借入金等特別控除（措法41）、②特定増改築等住宅借入金等特別控除（措法41の3の2）、③住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、④住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、⑤認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）の税額控除の適用を受けることによって、所得税額から一定の金額を控除することなどができます。

上記①から⑤の特別控除等について、平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合については、改正前の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の取得等をする場合についても適用できることとされていました。

住宅の取得等に係る税額控除の詳細は、「住宅税制関係研修資料」を参照してください。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の特例措置として、住宅借入金等特別控除の適用要件について弾力化が設けられました（新型コロナ税特法6）。この特例措置の詳細については、別添「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」を参照してください。

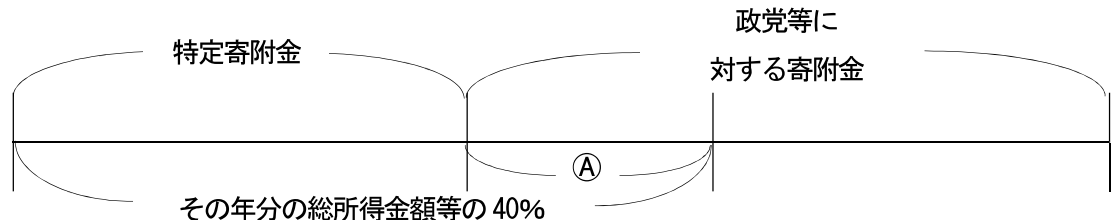
3 政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除

各年において支出した政治活動に関する寄附金で一定のものについては、寄附金控除の適用を受ける場合を除き、次の算式で計算した金額を（その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。）所得税の額から控除します（措法41の18②）。

算 式	
$\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した政党等} \\ \text{に対する寄附金の額の合計} \\ \text{額(注1)} \end{array} \right\} - 2 \text{ 千円} \right\} \times 30\% =$	$\left\{ \begin{array}{l} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額} \\ \text{〔100円未満の端} \\ \text{数切捨て〕} \end{array} \right\}$

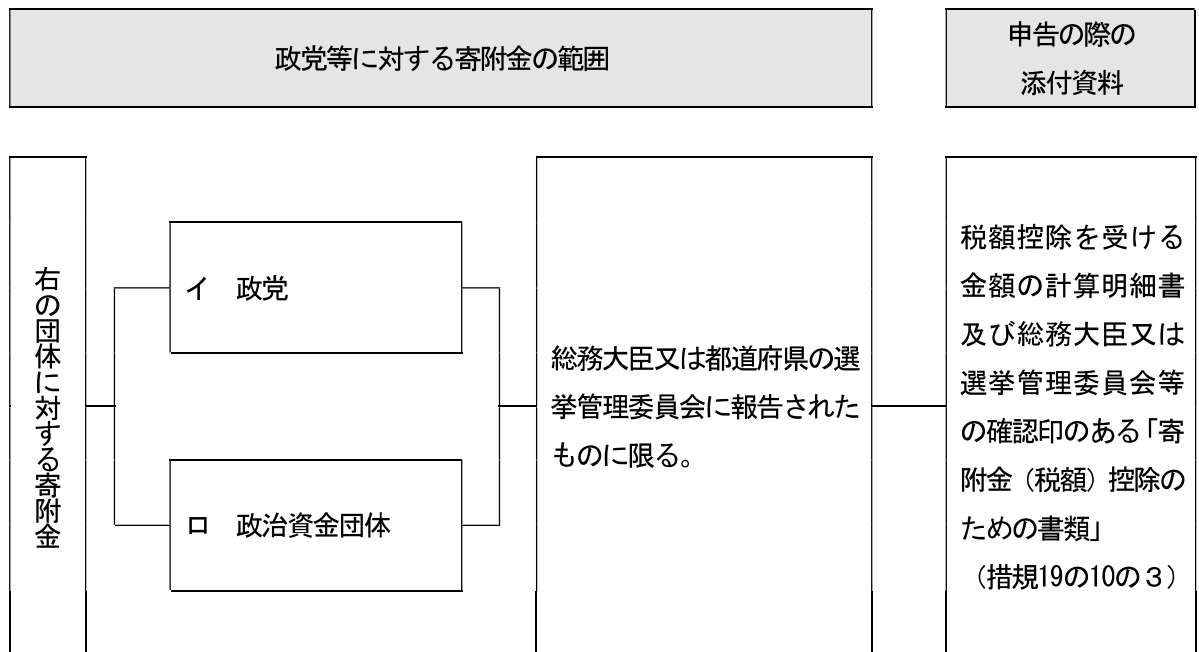
（注1）算式中の「その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%に相当する金額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合で、その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額にその年中に支出した特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%に相当する金額を超えるときは、その40%に相当する金額からその特定寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。



①＝上記算式中の「その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額」

（注2）税額控除の対象となる政治活動に関する寄附金で一定のものとは次のものをいいます。



【申告手続】

この税額控除を受ける場合は、確定申告書に控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、「政党等寄附金控除特別控除額の計算明細書」及び総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」を添付する必要があります(措法41の18、措規19の10の3)。

(注) 確定申告書を提出するときまでに、上記「寄附金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、「寄附金の領収書(写)」のみを添付して申告し、後日「寄附金(税額)控除のための書類」の送付を受けた後、速やかに税務署長に提出してください。

4 認定NPO法人等寄附金特別控除

個人が認定NPO法人等に対してその認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出した場合には、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額(その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。)について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます(措法41の18の2②)。

算 式

$\left\{ \begin{array}{c} \text{その年中に支出した認定} \\ \text{NPO法人等に対する寄附} \\ \text{金の額の合計額 (注1)} \end{array} \right\} - 2 \text{ 千円 (注2)}$	$\times 40\% =$	$\left\{ \begin{array}{c} \text{認定NPO法人等} \\ \text{に対する寄附金特} \\ \text{別控除額 (注2)} \\ \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right\}$
--	-----------------	--

(注1) 「認定NPO法人等」とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定特定非営利活動法人(若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人)又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人をいいます。

(注2) 「その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

また、控除対象寄附金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、寄附金控除(所得控除)並びに政党等寄附金特別控除及び公益社団法人等寄附金特別控除の税額控除対象寄附金の額と合わせて判定します。

(注3) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)は、次の5の公益社団法人等寄附金特別控除の額と合わせて判定します。

なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は、これとは別枠で判定します。

【申告手続】

この税額控除を受ける場合は、確定申告書に控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、寄附金の明細書および寄附金を受領した旨、寄附金が認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類(寄附者の住所、氏名が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措規19の10の4)。

5 公益社団法人等寄附金特別控除

個人が支払った特定寄附金のうち、次の(1)から(6)までに掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす法人をいいます。以下「公益

「公益社団法人等」といいます。) に対するもので一定の要件を満たすものについては、支払った年分の所得控除として寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。）について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます（措法41の18の3）。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第4項の規定により設立された法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 更生保護法人
- (5) 国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生機構（注1）
- (6) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（注2）

（注1）学生等に対する支援のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

（注2）学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実である一定のものに限られます。

算 式	
$\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{その年中に支出した公益社} \\ \text{団法人等に対する寄附金の} \\ \text{額の合計額（注1）} \end{array} \right\} - 2,000 \text{円（注1）} \right\} \times 40\% =$	$\left\{ \begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等寄附金特別} \\ \text{控除額（注2）} \\ \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right\}$

（注1）「その年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

また、この控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除対象下限額（2,000円）は、寄附金控除（所得控除）並びに認定NPO法人等寄附金特別控除及び政党等寄附金特別控除の対象となる寄附金の額と合わせて判定します。

（注2）税額控除限度額（所得税の25%相当額）は、認定NPO法人等寄附金特別控除の額と合わせて判定します。

なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は、これとは別枠で判定します。

【申告手続】

この税額控除を受ける場合は、確定申告書に控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、寄附金の明細書および次の書類を確定申告書に添付する必要があります（措規19の10の5⑩）。

- (1) 寄附金を受領した法人の名称、受領した旨、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領年月日を証する書類（寄附者の住所、氏名が記載されたもの）
- (2) 所轄庁のその法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

【寄附金特別控除の共通事項】

公益社団法人等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除のうち、重ねて適用を受ける場合は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の順にそれぞれの控除額を計算する。

6 外国税額控除

その年に国外所得について納付する外国所得税の額があるときは、所得税の額から、一定の計算により計算

した控除限度額を限度として、その外国所得税の額を差し引くことができます。

国外特定公社債等の利子等（一般公社債等の利子等以外のもの）についても、外国所得税の額があるときは、申告分離課税により確定申告する場合において、外国税額控除の適用を受けることができます。

【みなし外国税額控除について】

（１）みなし外国税額とは

ブラジル、フィリピン、中国など一定の国においては、自国の経済発展等を目的とした租税優遇措置として、国債等の利子については、租税条約により外国所得税が課されていません。

しかし、減免された税額分だけ、居住地国の外国税額控除対象額が少なくなるため、結果的に租税優遇措置が生かされないこととなります。

そこで、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」（以下「租税条約等実施特例省令」といいます。）の規定により、これらの国債等の利子についても、外国税額が課されたものとみなされています（租税条約等実施特例省令 1 十一）。

（２）みなし外国税額に係る外国税額控除

申告分離課税の対象となる国外特定公社債等で、上記（１）により、課されたものとみなされた外国税額（みなし外国税額）がある場合には、確定申告において、「外国所得税の額」として外国税額控除を適用することができます（租税条約等実施特例省令10、所得税法95）。

（３）みなし外国税額控除が認められている外国公社債等

みなし外国税額控除が認められている外国公社債で一般に流通しているものとしては、ブラジル、フィリピン、中国において発行された公社債があります。

（４）みなし外国税額について外国税額控除を適用する場合の留意点

みなし外国税額について、外国税額控除の適用を受ける場合には、次の点に留意してください。

イ 外国所得税の額の算定

みなし外国税額の場合は、実際に相手国で源泉徴収がなされていないことから、特定口座年間取引報告書や上場株式配当等の支払通知書において、外国所得税の額が「0円」と表記されています。

そのため、次の計算により、「外国所得税の額」を算定することとなります。

$\text{利子等の金額（※１）} \times \text{税率（※２）} = \text{外国所得税の額}$

※１ 所得税、復興特別所得税及び住民税が徴収される前の金額

※２ 各国と締結している租税条約により異なります。

ブラジル20%、フィリピン15%、中国10%

ロ 添付書類等

控除を受ける金額及びその計算に関する明細を記載した「外国税額控除に関する明細書等」と、「みなし外国税額を証明する書類」を添付する必要があります（租税条約等実施特例省令 1 十一、10）。

「みなし外国税額を証明する書類」については、ブラジルやフィリピンの国債であることが確認できる書類の添付が必要となります。

なお、特定口座年間取引報告書や上場株式配当等の支払通知書でブラジルやフィリピンの国債であることが確認できれば、他の「みなし外国税額を証明する書類」は必要ありません。

ハ その他

みなし外国税額が適用されるブラジル国債等に係る利子は、申告不要を選択せず、外国税額控除の適用を受けるために確定申告をした場合には、そのブラジル国債などに係る所得は、配偶者控除や扶養控除などを判定する際の「合計所得金額」に含まれることとなります。

第9 更正の請求

- 1 確定申告義務のない者が還付等を受けるために提出した申告書についても、更正の請求をすることができます。この場合の更正の請求ができる期間は、上記申告書の法定申告期限が「当該申告書を提出した日」であることから、申告書を提出した日から5年となります（所基通122－1）（別紙1－1～3）。
- 2 扶養親族等の所属の変更をするために更正の請求をすることはできません（所令218・219）。
- 3 更正の請求書には、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付する必要があります（通令6②）。

第10 財産債務調書

1 財産債務調書を提出しなければならない者

所得税等の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額（注1）が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません（注3）。

（注1）申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額となります。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注2）「国外転出特例対象財産」とは、有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます（所法60の2①～③）。

（注3）相続開始年の年分に係る財産債務調書については、令和2年分以後、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

2 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

3 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、財産の種類、数量、価額、所在並びに債務の

金額等を記載することとされています。

なお、国外財産調書を提出する者が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

4 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、令和2年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、令和3年3月15日（月）です。

5 その他の措置

- (1) 財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- (2) 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

第11 国外財産調書

1 国外財産調書を提出しなければならない者

居住者（非永住者（注1）を除きます。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（注2）を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を提出しなければなりません（注3）。

（注1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である者をいいます。

（注2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受け入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

（注3）相続開始年の年分に係る国外財産調書については、令和2年分以後、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

2 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

3 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています。

4 国外財産調書の提出期限等

国外財産調書は、その年の翌年の3月15日までに住所地等の所轄税務署長に提出しなければなりません。
なお、令和2年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、令和3年3月15日（月）です。

5 その他の措置

- (1) 国外財産債務調書を提出期限内に提出した場合は、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- (2) 国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
- (3) 令和2年分以後の所得税から、国税庁等の当該職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類又はその写しの提示等を求められた場合において、その提示等を求められた日から60日を超えない範囲内においてその提示等の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までに提示等をしなかったとき（帰責事由がない場合を除きます。）には、加算税の軽減措置又は加重措置の適用については、次のとおりとなります。
 - イ 上記（1）の調書記載の国外財産に係る部分について、過少申告加算税等の軽減措置は適用されません。
 - ロ 上記（2）の調書不提出・記載不備に係る部分について、過少申告加算税等が更に5%加重されます。
- (4) 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状によりその刑を免除することができることとされています。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等の規定

		申告書の提出が 可能となる日	還付申告書の 提出期限	法定申告期限 【注 1】	更正期限 【注 2】		更正の請求書提出期限 【注 1】
					期限内申告	期限後申告	
確定所得申告 (所法120)	還 付 以 外	翌年 2 月16日 (所法120①)	—	翌年 3 月15日 (所法120①) 【注 3】	法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法70①一)		法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法23①)
	還 付	平成23年分 以 後	翌年 1 月 1 日 (所法120⑧)	翌年 3 月15日 (所法120①) 【注 3】	法定申告期限から 5 年 を経過する日 (通法70①一)	提出日から 5 年を経過す る日 (通法70①一)	法定申告期限から 5 年を経過する日 (通法23①)
		平成22年分 以 前	翌年 2 月16日 (所法120①)	翌年 3 月15日 (所法120①) 【注 3】	法定申告期限から 5 年 を経過する日 (通法70①一)	提出日から 5 年を経過す る日 (改正前の通法70②一)	法定申告期限から 1 年を経過する日 (改正前の通法23①)
還付等を受ける ための申告 (所法122)	平成23年分 以 後	翌年 1 月 1 日 (通法15②一)	翌年 1 月 1 日から起算 して 5 年を経過する日 (通法74①)	—	提出日から 5 年を経過する日 (通法70①一)		提出日から 5 年を経過する日 (所基通122一 1)
	平成22年分 以 前	翌年 1 月 1 日 (通法15②一)	翌年 1 月 1 日から起算 して 5 年を経過する日 (通法74①)	—	提出日から 5 年を経過する日 (改正前の通法70②一) 【注 4】		平成23年12月 2 日以後に当初申告 提出日から 5 年を経過する日 (所基通122一 1)
							平成23年12月 1 日以前に当初申告 提出日（提出日が法定申告期限相当日以前の場合 には法定申告期限相当日）から 1 年を経過する日 (所基通122一 1・平成 2 年 6 月25日裁決)

(注) 1 法定申告期限又は更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は翌日に延長される（通法10②）。

なお、平成25年 4 月 1 日以降に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第 2 項及び同法11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から 6 月、更正の請求に係る更正をすることができる（通法71①三）。

2 更正の除斥期間の終了する前 6 月以内に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から 6 月を経過する日まで更正をすることができる（通法70③）。

3 災害等による期限の延長（通法11）により、法定申告期限等が延長されている場合があることに留意する。

(1) 茨城県の納税者については、東日本大震災による地域指定（平成23年国税庁告示第15号）により、平成23年 3 月11日から同年 7 月28日までの間に到来する申告期限等が、平成23年 7 月29日に延長されている。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための対象者指定（令和 2 年国税庁告示第 1 号）により、令和 2 年 2 月27日から同年 4 月15日までの間に到来する申告期限等が、令和 2 年 4 月16日に延長されている。

(3) 茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風（台風第19号）による地域指定（令和 2 年国税庁告示第 9 号）により、令和元年10月12日から令和 2 年 8 月30日までの間に到来する申告期限等が、令和 2 年 8 月31日に延長されている。

4 平成22年以前の増額更正はできない。

5 網かけは、既に期限が到来しているものである。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等（所法120条に基づく申告義務がある場合）

	年 分	申告書の提出が 可能となる日	還付申告書の 提出期限	法定申告期限 【注 1】	更正期限（偽りその不正なし） 【注 2】		更正の請求書の提出期限 【注 1】	参 考		
					期限内申告 （当初決定の場合を含む）	期限後申告		決定期限 （偽りその他不正なし）	加算税賦課決定期限 （偽りその他不正なし）	
									期限内申告 （当初決定の場合を含む）	期限後申告
還 付 以 外	令和2年分	令和3年2月16日（火）	—	令和3年3月15日（月）	令和8年3月15日（日）	令和8年3月16日（月）	令和8年3月15日（日）	令和8年3月15日（日）		
	令和元年分 【注 4】	通 常	令和2年2月16日（日）	—	令和2年4月16日（木）	令和7年4月16日（水）	令和7年4月16日（水）	令和7年4月16日（水）	令和7年4月16日（水）	
		東日本台風		令和2年8月31日（月）		令和7年8月31日（日）	令和7年9月1日（月）	令和7年8月31日（日）	令和7年8月31日（日）	
	平成30年分	平成31年2月16日（土）	—	平成31年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）		
	平成29年分	平成30年2月16日（金）	—	平成30年3月15日（木）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）		
	平成28年分	平成29年2月16日（木）	—	平成29年3月15日（水）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）		
還 付 【注 3】	平成27年分	平成28年2月16日（火）	—	平成28年3月15日（火）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）		
	令和2年分	令和3年1月1日（金）	令和7年12月31日（水）	令和3年3月15日（月）	令和8年3月15日（日）	令和8年3月16日（月）	令和8年3月15日（日）	令和8年3月15日（日）	提出日から 5年を経過 する日	
		令和元年分 【注 4】	通 常	令和2年1月1日（水）	令和6年12月31日（火）		令和2年4月16日（木）	令和7年4月16日（水）		令和7年4月16日（水）
	東日本台風			令和2年8月31日（月）	令和7年8月31日（日）	令和7年9月1日（月）	令和7年8月31日（日）	令和7年8月31日（日）		
	平成30年分	平成31年1月1日（火）	令和5年12月31日（日）	平成31年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和6年3月15日（金）		
	平成29年分	平成30年1月1日（月）	令和4年12月31日（土）	平成30年3月15日（木）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）	令和5年3月15日（水）		
	平成28年分	平成29年1月1日（日）	令和3年12月31日（金）	平成29年3月15日（水）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）	令和4年3月15日（火）		
	平成27年分	平成28年1月1日（金）	令和2年12月31日（木）	平成28年3月15日（火）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）	令和3年3月15日（月）		
	平成 26年分 【注 4】	通 常	令和27年1月1日（木）	令和元年12月31日（火）	平成27年3月16日（月）	令和2年3月16日（月）	令和2年4月16日（月）	令和2年3月16日（月）		令和2年3月16日（月）
		東日本台風 【注 5】		令和2年7月14日（火）	平成27年3月16日（月）	令和2年3月16日（月）	令和2年8月31日（月）	令和2年3月16日（月）		令和2年3月16日（月）
	平成25年分	平成26年1月1日（水）	平成30年12月31日（月）	平成26年3月17日（月）	平成31年3月17日（日）	平成31年3月18日（月）	平成31年3月17日（日）	平成31年3月17日（日）		
	平成24年分	平成25年1月1日（火）	平成29年12月31日（日）	平成25年3月15日（金）	平成30年3月15日（木）	平成30年3月15日（木）	平成30年3月15日（木）	平成30年3月15日（木）		
	平成23年分	平成24年1月1日（日）	平成28年12月31日（土）	平成24年3月15日（木）	平成29年3月15日（水）	平成29年3月15日（水）	平成29年3月15日（水）	平成29年3月15日（水）		
	平成 22年分	原 則	平成23年2月16日（水）	平成28年2月15日（月）	平成23年3月15日（火）	平成28年3月15日（火）	平成24年3月15日（木）	—		—
茨城県のみの適用 【注 6】				平成23年7月29日（金）	平成28年7月29日（金）	平成24年7月30日（月）	—	—		

（注）1 法定申告期限又は更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は翌日に延長される（通法10②）。
なお、平成25年4月1日以降に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第2項及び同法11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から6月、更正の請求に係る更正をすることができる（通法71③）。

2 更正の除斥期間の終了する前6月以内に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から6月を経過する日まで更正をすることができる（通法70③）。

3 「還付」に該当するかの判断は、その年分の所得税について正當に計算された場合の税額等により判断する。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対象者指定（令和2年国税庁告示第1号）により、令和2年2月27日から同年4月15日までの間に到来する申告期限等が、令和2年4月16日に延長されている。
なお、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風（台風第19号）による地域指定（令和2年国税庁告示第9号）により、令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来する申告期限等が、令和2年8月31日に延長されている。

5 還付申告書の提出期限は、還付申告書の提出が可能となる日から5年であるが、地域指定により申告・納付等の期限延長がされている場合は、平成29年法律第44号による改正前の民法161条により「その障害が消滅したときから2週間を経過するまでの間は、効力は、完成しない」ため、やむを得ない理由のやんだ日から2週間を経過する日まで延長される。

6 茨城県の納税者については、東日本大震災による地域指定（平成23年国税庁告示第15号）により、平成23年3月11日から同年7月28日までの間に到来する申告期限等が、平成23年7月29日に延長されている。

7 網かけは、既に期限が到来済のものである。

還付申告書及び更正の請求書の提出期限等（所法122条に基づく還付申告の場合）

	年 分		申告書の提出が 可能となる日	還付申告書の提出期限	更正期限 【注 1】	更正の請求書の提出期限 【注 2】	【参考】 加算税賦課決定期限 （偽りその他不正なし）
還 付 等 を 受 け る た め の 申 告 【注 3】	令和 2 年分		令和 3 年 1 月 1 日（金）	令和 7 年12月31日（水）	提出日から 5 年を経過する日	提出日から 5 年を経過する日	提出日から 5 年を経過する日
	令和元年分 【注 4】	通 常	令和 2 年 1 月 1 日（水）	令和 6 年12月31日（火）			
		東日本台風					
	平成30年分		平成31年 1 月 1 日（火）	令和 5 年12月31日（日）			
	平成29年分		平成30年 1 月 1 日（月）	令和 4 年12月31日（土）			
	平成28年分		平成29年 1 月 1 日（日）	令和 3 年12月31日（金）			
	平成27年分		平成28年 1 月 1 日（金）	令和 2 年12月31日（木）			
	平成 26年分 【注 4】	通 常	平成27年 1 月 1 日（木）	令和元年12月31日（火）			
		東日本台風 【注 5】		令和 2 年 7 月14日（火）			
	平成25年分		平成26年 1 月 1 日（水）	平成30年12月31日（月）			
	平成24年分		平成25年 1 月 1 日（火）	平成29年12月31日（日）			
	平成23年分		平成24年 1 月 1 日（日）	平成28年12月31日（土）			
	平成 22年分	原則	平成23年 1 月 1 日（土）	平成27年12月31日（木）			
		茨城県 のみ 【注 6】					

（注） 1 更正の除斥期間の終了する前 6 月以内に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から 6 月を経過する日まで更正をすることができる（通法70③）。
なお、平成25年 4 月 1 日以降に提出される更正の請求書について、国税通則法第10条第 2 項及び同法11条の規定により延長された提出期限に更正の請求書の提出があった場合には、その提出があった日から 6 月、更正の請求に係る更正をすることができる（通法71①三）。

2 更正の請求書の提出期限が休日等に該当する場合には、当該期限は翌日に延長される（通法10②）。

3 「還付等を受けるための申告」に該当するかの判断は、その年分の所得税について正当に計算された場合の税額等により判断する。

4 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対象者指定（令和 2 年国税庁告示第 1 号）により、令和 2 年 2 月 27 日から同年 4 月 15 日までの間に到来する申告期限等が、令和 2 年 4 月 16 日に延長されている。
なお、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における納税者については、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による地域指定（令和 2 年国税庁告示第 9 号）により、令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 8 月 30 日までの間に到来する申告期限等が、令和 2 年 8 月 31 日に延長されている。

5 還付申告書の提出期限は、還付申告書の提出が可能となる日から 5 年であるが、地域指定により申告・納付等の期限延長がされている場合は、平成 29 年法律第 44 号による改正前の民法 161 条により「その障害が消滅したときから 2 週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない」ため、やむを得ない理由のやんだ日から 2 週間を経過する日まで延長される。

6 茨城県の納税者については、東日本大震災による地域指定（平成 23 年国税庁告示第 15 号）により、平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 28 日までの間に到来する申告期限等が、平成 23 年 7 月 29 日に延長されている。

7 網かけは、既に期限が到来しているものである。

非課税所得の主なもの

(令和2年11月現在)

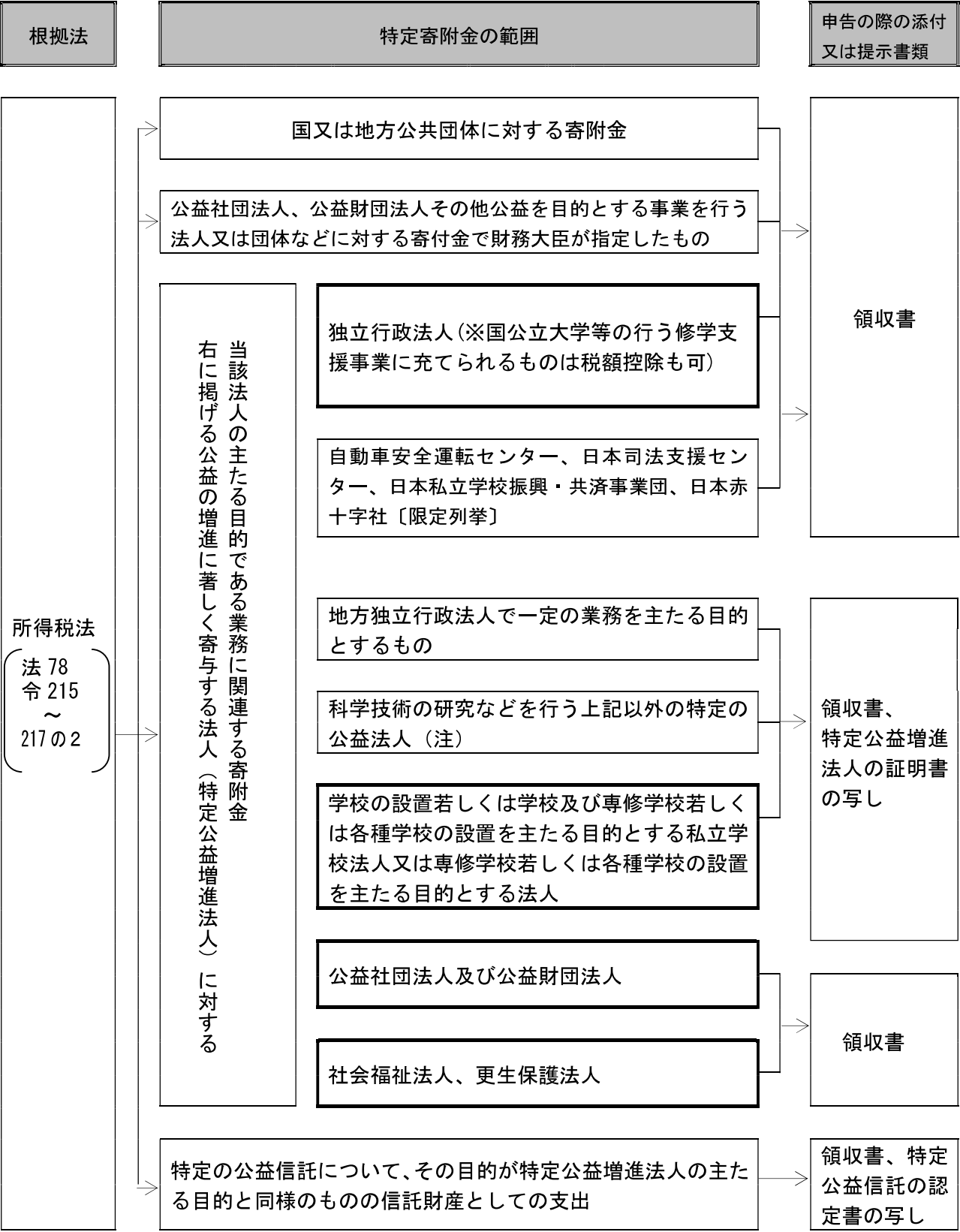
	課税区分 根拠法令	非 課 税	課 税
あ行	石綿による健康被害の救済に関する法律 (同法29条)	医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料、救済給付調整金	
	恩給等 (所法9①三、所令20)	増加恩給（併給の普通恩給含む）、傷病賜金、傷病年金、遺族恩給	・普通恩給・・・雑（公的） （傷病賜金、傷病年金に併給の普通恩給を含む。） ・一時恩給・・・退職 （傷病賜金、傷病年金に併給の一時恩給を含む。） （所法30①、35③二）
か行	介護保険法 (同法26条)	介護給付、予防給付、市町村特別給付	
	確定拠出年金法 (同法32②)	障害給付金、死亡一時金（所法9①十六）	・老齢給付金 退職に基因する一時金 ・・・退職 上記以外・・・雑（公的）
	確定給付企業年金法 (同法34②)	障害給付金、遺族給付金（所法9①三口、所基9－2）	・脱退一時金 退職に基因するもの ・・・退職 上記以外・・・一時 （所法31、34、35③）
	健康保険法 (同法62条)	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費	(参考) ・健康保険と国民健康保険の違い 健康保険はサラリーマンが職場で加入する保険(職域保険)で、国民健康保険は自営業者や年金受給者等が加入する保険(地域保険)
	国民健康保険法 (同法68条)	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金等	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (同法46①)	医療の給付、医療費、一般疾病医療費	
	公害健康被害の補償等に関する法律（同法17条）	療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族保障費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料	
	高齢者の医療の確保に関する法律 (同法63条)	後期高齢者医療給付（療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・特別療養費・移送費・高額療養費・高額介護合算療養費）	
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（同法13条）	就学支援金	

	課税区分 根拠法令	非 課 税	課 税
	厚生年金保険法 (同法41条②)	障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金、厚生年金基金からの遺族給付金	・ 老齢厚生年金 ・・・雑（公的） ・ 脱退一時金（所法31、35③）
	国民年金法 (同法25、133)	障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、死亡一時金、老齢福祉年金	・ 老齢基礎年金、 付加年金 ・・・雑（公的） (所法35③)
	国家公務員共済組合法 (同法49条) 地方公務員等共済組合法 (同法52条) 私立学校教職員共済法 (同法5条)	療養給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料、傷病手当金、出産手当金、休業手当金（傷病等により受けるもの：所基9-24）、育児休業手当金、介護休業手当金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金及びこれらの給付に合わせて支給される付加給付金、障害共済年金、障害手当金、遺族厚生年金、公務障害年金（所法9①十六）	・ 休業手当金 (傷病等以外) ・・・一時又は雑 ・ 退職共済年金 ・・・雑（公的） ・ 脱退一時金 ・・・退職 (所法31、35③)
	国家公務員災害補償法 (同法30条) 地方公務員災害補償法 (同法65条)	療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、障害補償一時金、介護補償、遺族補償年金、遺族補償一時金、葬祭補償	
	雇用保険法 (同法12条)	基本手当、技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費、求職活動支援費、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、高年齢求職者給付金、特例一時金、日雇労働求職者給付金	・ 早期就業支援金 ・・・一時 ・ 早期再就職支援金 ・・・一時 ・ 訓練・生活支援給付金（～23.9.30開始事業で終了）・・・雑（所法35①） ・ 受講奨励金・・・雑 (東京都が職業訓練期間中の生活費として支給するもの)
	雇用対策法 (同法22条)	職業転換給付（事業主に対して支給するものを除く。）	・ 職業転換給付（事業主に対して支給するもの。）
さ行	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (同法14条)	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費、高額障害福祉サービス等給付費、（サービス利用計画作成費）	

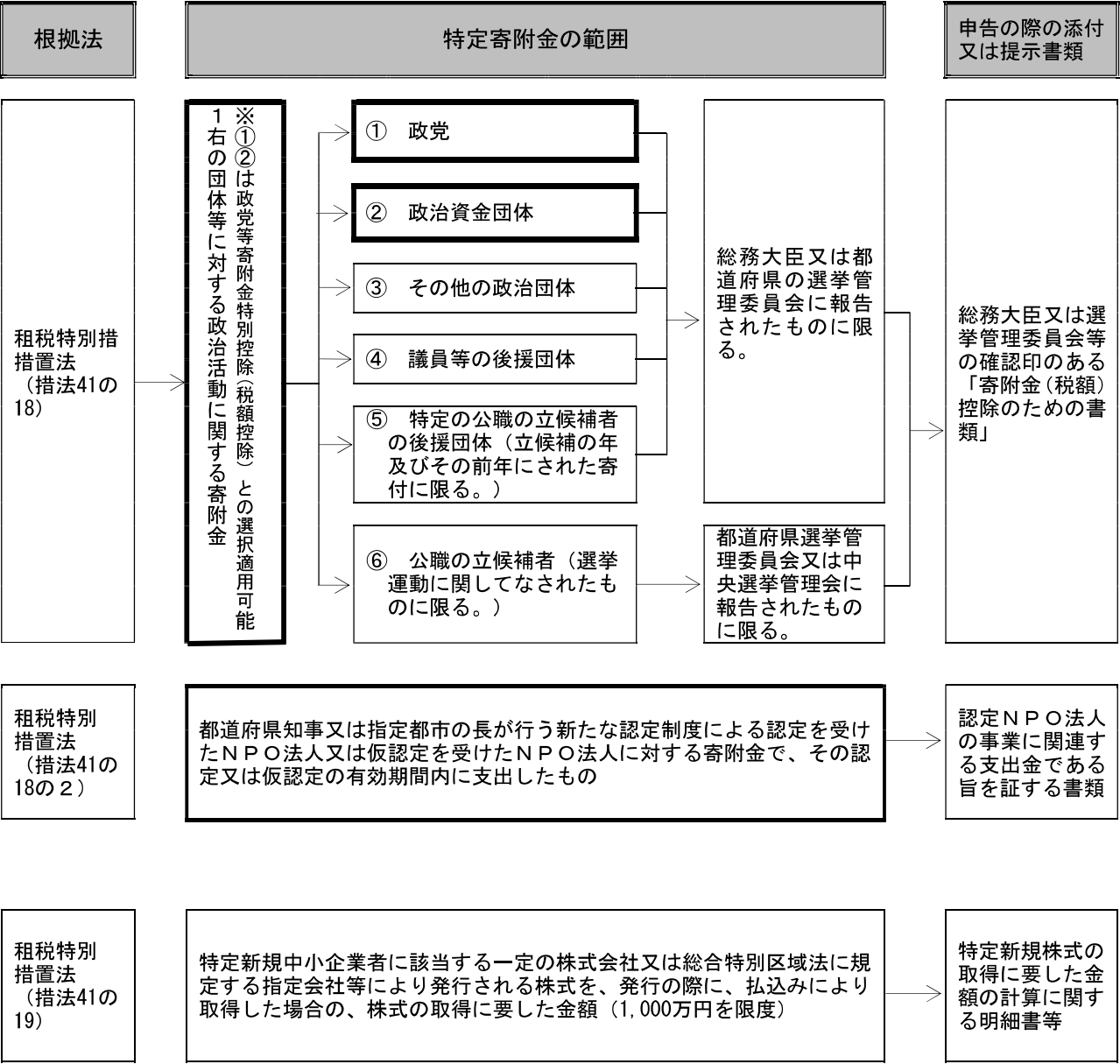
	課税区分 根拠法令	非 課 税	課 税
	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（同法4条）	特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金	
	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（同法9条）	医療費及び医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金又は遺族一時金、葬祭料	
	児童福祉法（同法57の5①）	障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費	・ 里親手当
	児童扶養手当法（同法25条）	児童扶養手当 （参考）母（父）子家庭等で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等に対し支給される手当	
	児童手当法（同法16条）	児童手当	・ 児童育成手当 ・ 重度心身障害者手当 ・ 心身障害者福祉手当
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（同法16条）	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当	・ 心身障害者（児）福祉年金
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（同法10条）	職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当・通所手当）	
	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（サッカーくじ）（同法16条）	払戻金	
	生活保護法（同法57条）	生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費	
	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（同法9条）	特別給付金	
	戦傷病者戦没者遺族等援護法（同法48条①）	障害年金、障害一時金、遺族年金（所法9①三ロ）、遺族給与金、弔慰金、国債の利子・譲渡	
た行	適格退職年金契約	遺族年金（死亡した者の勤務に基づくもの） （所法9①三ロ、所基9-2）	・ 退職年金、年金の退職給付金…原則 雑（公的） 所令82の2③該当は、雑 ・ 退職一時金…退職 ・ 退職以外の一時金…一時
	特定退職金共済団体が行う退職金共済制度		
	過去勤務に基づく年金		雑（公的） （所法35③）
	当せん金付証票法（同法13条）	当せん金（いわゆる宝くじ等）	

	課税区分 根拠法令	非 課 税	課 税
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (同法36条②)	副作用救済給付又は感染救済給付として支給を受けたもので 医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料	
	独立行政法人農業者年金基金法 (同法27条)	死亡一時金	・ 経営移譲年金、農業者老齢年金 …雑 (公的) ・ 脱退一時金 …退職 (所法31、35③)
な行	租税特別措置法 (同法9の8、37の14) 租税特別措置法 (同法9の9、37の14の2)	(NISA) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等 ※26. 1. 1以後支払を受けるべきものについて適用 (ジュニアNISA) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税 ※28. 4. 1以後支払を受けるべきものについて適用	
は行	母子保健法 (同法23条)	養育医療	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (同法31の4)	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金 (26. 10. 1以降支給分から非課税)	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金…雑
ら行	労働者災害補償保険法 (同法12条の6)	療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付 (傷害補償年金、障害補償一時金)、遺族補償給付 (遺族補償年金、遺族補償一時金)、葬祭料、傷病補償年金、介護補償給付、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、傷病年金、介護給付、二次健康診断等給付	
他	・ 郵便年金 ・ 生命保険契約に基づく年金 ・ 損害保険契約に基づく年金 ・ 任意の年金制度に基づく年金	身体の障害に基因して支払いを受けるもの (所基9-20、9-21)	身体の障害に基因しないもの …雑 (所法35、所令183、184)

寄附金控除の対象となる特定寄附金



（注）主務大臣等の認定を受けその認定を受けた日の翌日から 2 年（特定の法人は 5 年）を経過していないもの。



国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応 と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

令和 2 年 3 月

(令和 2 年 12 月 15 日更新)

国 税 庁

法人番号 7000012050002

新型コロナウイルス感染症については、国内の感染拡大を防止するとともに、政府全体として、必要な対策を講じていくこととしています。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や当面の申告や納税などに関して寄せられた質問等をFAQとして取りまとめましたので、参考としてください。

(注) このFAQは、令和 2 年 12 月 1 日現在の法令等に基づいて作成しています。

目 次

(各問をクリックすると該当ページへジャンプします)

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 1. 令和元年分の確定申告について〔令和 2 年 12 月 15 日追加〕 5

問 2. 期限の個別延長が認められるやむを得ない理由

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕 7

問 2-2. 法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕 9

<個別延長の対象>

問 3. 期限の個別延長の対象となる手続〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕 11

問 3-2. 青色申告の承認申請の取扱い〔令和 2 年 12 月 15 日追加〕 12

問 3-3. 教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限

の延長について〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕 14

問 4. いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否 15

問 5. 申告所得税等に関して延長の対象とならない手続 15

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 6. 株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長 16

問 7. 資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長 17

問 8. 相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕 17

<期限の個別延長の手続>

問 9. 個別延長のための申請手続の期限について

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕 18

2 納付等の手続関係

問 1. 国税の納付方法について〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	19
--------------------------------------	----

<還付申告の取扱い>

問 2. 還付申告された方々への還付金の支払時期	20
--------------------------	----

3 納付の猶予制度関係

問 1. 資金繰りが悪化して、期限までに全額を納められない場合 〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	21
---	----

問 2. 新たに設けられた特例猶予制度とこれまでの猶予制度 〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	22
---	----

<具体的なケースにおける納付の猶予制度について>

問 3. 収入が大幅に減少した場合〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	23
---------------------------------------	----

問 4. 財産（棚卸資産など）に損失が生じた場合 〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕	24
---	----

問 5. 事業に著しい損失や著しい売上の減少が生じた場合 〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	25
--	----

<納付の猶予制度の手続等>

問 6. 納付の猶予制度の必要書類について〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕	26
--	----

問 7. 担保の提供について〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕	27
-----------------------------------	----

4 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

<法人税に関する取扱い>

問 1. 企業が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い	28
---------------------------------	----

問 2. 法人税の災害損失欠損金の範囲について〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	29
--	----

問 3. 企業がマスクを取引先等に無償提供した場合の取扱い 〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	30
--	----

問 4. 賃貸物件のオーナーが賃料の減額を行った場合 〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕	31
---	----

問 5. 企業が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合 〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	32
--	----

問 5-2. プロスポーツのスポンサー企業が行う復旧支援 〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	33
---	----

問 6. 業績が悪化した場合に行う役員給与の減額 〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	34
---	----

問 6-2. 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額 〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	35
---	----

問 7. 定時株主総会の延期に伴う定期同額給与の通常改定時期 〔令和 2 年 6 月 12 日追加〕	36
---	----

＜所得税に関する取扱い＞

(各種所得の区分と計算)

問 8. 個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い	
〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕	37
問 9. 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い	
〔令和 2 年 10 月 23 日更新〕	39
問 9-2. 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い	
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	42
問 9-3. 従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い	
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	43
問 10. 売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い	
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	45
問 11. 日本から出国できない場合の取扱い〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	46
問 11-2. 海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる 場合の取扱い〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	47
問 11-3. 一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い	
〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	48
問 11-4. 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い	
〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	49

(所得控除)

問 12. マスク購入費用の医療費控除の適用について	
〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	51
問 12-2. P C R 検査費用の医療費控除の適用について	
〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	52
問 12-3. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について	
〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕	53

＜贈与税に関する取扱い＞

問 13. 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等 の延長について〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	54
---	----

＜消費税に関する取扱い＞

問 14. 賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について	
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕	55

＜租税条約に関する取扱い＞

問 15. 国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出 できない場合の取扱い〔令和 2 年 5 月 29 日追加〕	56
--	----

問 15-2. 租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない 場合の取扱い〔令和 2 年 5 月 29 日追加〕	57
--	----

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

問 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕	58
--	----

<納税の猶予制度の特例>

問 2. 納税の猶予制度の特例〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕	59
-------------------------------------	----

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

問 3. 欠損金の繰戻しによる還付の特例〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	60
---	----

<テレワーク等のための中小企業の設備投資税制>

問 4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	61
---	----

<文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄 した観客等への寄附金控除の適用>

問 5. 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権 を放棄した観客等への寄附金控除の適用〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	62
---	----

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

問 6. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	63
問 7. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	64

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

問 8. 消費税の課税選択の変更に係る特例〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	65
--	----

<特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税>

問 9. 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕	66
---	----

1 申告・納付等の期限の個別延長関係

問 1. 《令和元年分の確定申告について》〔令和 2 年 12 月 15 日追加〕

令和元年分の確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響でまだ行っていませんが、いつまでにすればいいですか。

- **令和元年分**の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税については既に大半の方が確定申告をしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響によって今後確定申告される予定の方におかれましては、令和 2 年分の確定申告を行うまでに行ってくださいようお願いします（令和 2 年分の確定申告と同時でも差し支えありません。）。
- また、**令和元年分**について、令和 2 年分確定申告の申告期限後に申告した場合には、令和 2 年分確定申告の期限までに申告できないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として期限後申告として取り扱われることとなりますのでご注意ください。

（参考）令和 2 年分確定申告の申告・納付期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税	令和 3 年 3 月 15 日（月）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和 3 年 3 月 31 日（水）

※ 期限後申告として取り扱われると、無申告加算税・延滞税が課される場合があります。

- なお、申告義務のない方が行う還付申告^(注)は 5 年間提出することができますので、この場合には、令和 2 年分確定申告の期限を過ぎて申告いただいても問題はありません。

（注）年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方が該当します。

- また、**令和元年分**の申告所得税等の確定申告書を提出する前に、他の申告書や申請書等を提出した場合は、**令和元年分**の所得税等の確定申告をすることができないやむを得ない理由があったとは原則認められませんので、期限後申告として取り扱われます。

新型コロナウイルス感染症の影響により提出ができなかった**令和元年分**の申告所得税等の確定申告書以外の届出書や申請書についても、同様の理由から、上記の期限までに提出していただく必要があります。

※ 例えば、令和 3 年 3 月 1 日（月）に所得税の青色申告承認申請書を提出した後に、令和 3 年 3 月 15 日（月）に令和元年分の申告所得税の確定申告書を提出した場合は、その確定申告書を提出することができないやむを得ない理由があったとは原則認められず、期限後申告として取り扱われることになりますので、ご注意ください。

- なお、特例猶予^(注)の対象は、令和 3 年 2 月 1 日までに申告を行い納期限が到来するものに限られますのでご注意ください。

(注) 「特例猶予」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく納税の猶予の特例をいいます。詳細は国税庁ホームページ「[新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ](#)」をご覧ください。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

問 2.《期限の個別延長が認められるやむを得ない理由》〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕

新型コロナウイルス感染症に関連して、期限内に国税の申告・納付ができない場合、災害その他やむを得ない理由による期限延長が認められますか。

- 新型コロナウイルス感染症（以下、この問では「感染症」といいます。）に関しては、これまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害が生じていないものの、感染症の患者が把握された場合には濃厚接触者に対する外出自粛の要請等が行われるなど、自己の責めに帰さない理由により、その期限までに申告・納付等ができない場合も考えられます。
- 今般の感染症に関しては、これまでの災害時に認められていた理由のほか、例えば、次のような理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手續に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められることとなります（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- なお、個別に期限延長を申請した場合には、申告等ができないやむを得ない理由等について、税務署からお尋ねする場合があります。

※ 各税目に関する具体的な申請手續（申告書余白部への記載方法や e-Tax を利用する場合の所定の欄への入力方法など）については、問 9 をご参照ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により提出ができなかった令和元年分（事業年度）の申告書、届出書及び申請書の提出期限については問 1 をご参照ください。

〔個人・法人共通〕

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染したこと
- ② 納税者や法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③ 次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなくなかったこと
 - 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
 - 緊急事態宣言などがあったことを踏まえ、全面的な接触機会の低減を目指す観点から各都道府県内外からの移動の自粛が求められているため、税理士が関与先を訪問できない状況にあること

【個人】

- ④ 納税者や経理担当の（青色）事業専従者が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実があること
- ⑤ 次のような事情により、納税者が、保健所・医療機関・自治体等から外出自粛の要請を受けたこと
 - 感染症の患者に濃厚接触した疑いがある
 - 発熱の症状があるなど、感染症に感染した疑いがある
 - 基礎疾患があるなど、感染症に感染すると重症化するおそれがある
 - 緊急事態宣言などにより、全面的な接触機会の低減を目指した感染拡大防止の取組が行われている

【法人】

- ⑥ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（問6参照）

※ 上記以外にも、個別の申請により申告期限等が延長される場合がありますので、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

問 2-2. 《法人税又は消費税の中間申告期限の個別延長について》

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕

法人税又は消費税の中間申告について、その提出期限までに中間申告書の提出がなかった場合には、中間申告書の提出があったものとみなされることとされています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに中間申告書が提出できない場合、災害その他やむを得ない理由による提出期限の延長が認められますか。

- 法人税又は消費税の中間申告についても、確定申告と同様に、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

〔中間申告書の提出期限の延長について〕

- 法人税及び消費税の中間申告については、前期の確定した税額から中間申告に係る税額を計算するもの（以下「通常の間申申告」といいます。法人税法 71 条、消費税法 42 条）と、これに代えて、中間期間を一つの事業年度（又は課税期間）とみなして確定申告と同様に法人税額（又は消費税額）を計算するもの（以下「仮決算による中間申告」といいます。法人税法 72 条、消費税法 43 条）があります。
- これらに係る中間申告書についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、その提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。
- 例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、当期の業績が悪化しているような場合には、通常の間申申告に代えて、仮決算による中間申告を検討することとなると考えられます。
- その際に、外出自粛要請の影響など、通常の業務体制が維持できないことにより、例えば、
 - ① 通常の間申申告に係る納付税額と、仮決算による中間申告に係る納付税額を比較・検討するための準備に時間を要する
 - ② 仮決算による中間申告に係る申告書の作成に時間を要するなど、中間申告書を提出期限までに提出することが困難となる場合が考えられますが、このような場合にも、提出期限の延長が認められます。

〔事後的な提出期限延長の申請手続について〕

- その提出期限までに中間申告書を提出することが困難な場合には、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2 か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。
- また、申請書の提出に代えて、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に提出期限の延長申請である旨を記載

し、提出していただければ、事後的に提出期限の延長が認められます。

※ 具体的には、以下のリンク先の記載例をご覧ください。

(法人) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>

(個人) https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf

※ 中間申告書を提出することが困難な状態が、確定申告書の提出期限まで続く場合には、その中間申告書の提出は不要となります（法人税法 71 条の 2、消費税法 42 条の 2）。つまり、中間申告により納付する法人税及び消費税は生じないこととなります。

この場合には、確定申告書を提出する際に、確定申告書の余白に、中間申告書は新型コロナウイルス感染症の影響により提出できなかった旨を記載し、提出してください。

なお、所轄税務署から送付される確定申告書に印字されている中間税額には、その生じないこととなる税額が含まれていますので、ご使用の際には、その生じないこととなる税額相当額を控除した金額に訂正してご使用ください。

○ なお、個別に期限延長を申請した場合には、申告等ができないやむを得ない理由等について、税務署からお尋ねする場合があります。

〔中間申告書のみなし提出について〕

○ 一方、上記のような事情がなく、中間申告書をその提出期限までに提出することが可能な場合において、中間申告書の提出期限までにその提出がなかったときには、その提出期限において通常の間申申告に係る中間申告書の提出があったものとみなされます（法人税法 73 条、消費税法 44 条）。

○ この場合には、その提出期限において通常の間申申告に係る納付税額が確定します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、その中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

<個別延長の対象>

問3.《期限の個別延長の対象となる手続》〔令和2年12月15日更新〕

申告以外の届出や申請なども期限の個別延長の対象となりますか。

- 更正の請求等の申告以外の届出や申請についても、期限の個別延長の対象となります。
- 例えば、申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。
 - ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
 - ・ 所得税の青色申告承認申請
 - ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
 - ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
 - ・ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
 - ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
 - ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
 - ・ 個人事業の開廃業等届出
 - ・ 国外財産調書の提出
 - ・ 財産債務調書の提出

※ 上記以外の手続や他の税目に関する手続につきまして、期限延長の対象となるかご不明な点がございましたら、所轄の税務署へご相談ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により提出ができなかった令和元年分の申告書、届出書及び申請書の提出期限については問1をご参照ください。

問3-2.《青色申告の承認申請の取扱い》〔令和2年12月15日追加〕

私は個人事業者であり、令和2年分以後の所得税については青色申告にしたいと考えています。

令和元年分の所得税の確定申告書は、通常の確定申告期限内に提出しましたが、青色申告承認申請書は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により期限内に提出することができませんでした。

この感染症拡大の影響がなくなり次第、青色申告承認申請書を提出したいのですが、令和2年分から青色申告にすることはできますか。

○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告・納付等のうち、その期限が令和2年2月27日（木）から同年4月15日（水）までの間に到来するものについては、その期限を同年4月16日（木）まで延長しました。

○ また、この期限に申告・納付等が間に合わない方については、同年4月17日（金）以後であっても、申告書等の作成や提出が可能となった時点で税務署に申し出ていただければ、個別に期限延長の取扱いをすることとしています。

○ 期限延長の対象となる手続には、申告・納付手続のほか、税務署長に対する各種申請、請求、届出その他書類の提出についても含まれており、所得税の青色申告の承認申請についても同様に期限延長の対象となりますので、帳簿書類の備付け・保存などが青色申告の所定の定めに従って行われている場合には、その申請により、令和2年分の所得税から青色申告をすることができます。

※ 個別の期限延長の取扱いは、申告や申請等を行うことができないやむを得ない理由がある場合に認められるものです（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項）。

したがって、例えば、令和2年4月17日（金）以後に修正申告や更正の請求などの手続を行った後、別の日に青色申告の承認申請を行う場合には、その申請を行うことができないやむを得ない理由があったとは認められず、令和2年分の所得税から青色申告をすることはできませんので、ご注意ください。

➤ 青色申告の承認申請書

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/10.pdf>

※ 青色申告の特典については、次ページの（参考）をご確認ください。

※ 新型コロナウイルスの影響により提出ができなかった申告書、届出書及び申請書の提出期限については問1をご参照ください。

（参考）青色申告の特典（主なもの）

〈最高 65 万円の青色申告特別控除〉

- **事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む方が、正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づき作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書を提出期限内に提出する場合は、これらの所得を通じて次の金額を控除することができます。それ以外の場合は、事業所得等を通じて最高 10 万円を控除することができます**（租税特別措置法 25 条の 2）。
 - 1 e-Tax による申告（電子申告）又は電子帳簿保存の要件を満たしている場合 **最高 65 万円**
 - 2 上記 1 以外の場合 **最高 55 万円**

〈青色事業専従者給与の必要経費算入〉

- 青色申告者と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人（青色事業専従者）に支払った給与は、あらかじめ納税地の所轄税務署に提出した届出書に記載された金額の範囲内で、青色事業専従者の労務の対価として適正な金額であれば必要経費とすることができます（所得税法 57 条）。

〈純損失の繰越しと繰戻し〉

- 事業所得等が赤字となり、**純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後 3 年間にわたって各年分の所得から差し引くことができます（純損失の繰越し）**（所得税法 70 条 1 項）。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を**前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）**（所得税法 140 条）。

**問 3-3. 《教育資金の一括贈与の非課税の特例における領収書の提出期限の延長について》
〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕**

教育資金の一括贈与に係る非課税の特例において必要とされる金融機関等への領収書の提出について、新型コロナウイルス感染症の影響により、領収書を発行する学校等が休校等となり、学校等から領収書自体を受け取ることができません。そのため、当該領収書の提出期限を延長したいのですが、どのような手続が必要になりますか。

- 教育資金の一括贈与の非課税の特例における金融機関等への領収書の提出について、自己の責めに帰さないやむを得ない事由により、領収書の提出を期限までに行うことが困難な事情がある方については、所轄の税務署に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただくことで、期限が延長される場合がありますので、所轄の税務署へご相談ください（租税特別措置法 70 条の 2 の 2 第 7 項、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

なお、この場合においても、領収書の提出先は金融機関等になりますのでご注意ください。

- ただし、上記領収書の提出期限の延長について、受贈者と金融機関等との契約（約款）内容において領収書等の提出期限が延長されない扱いとなっている場合（例えば、約款において提出期限が 3 月 15 日とされており、その提出期限を延長する特別の規定がないケース）には、金融機関等による期限延長の了解が必要になりますので、金融機関等に相談してください。

なお、そのような場合であっても、現在の社会情勢を考慮し、可能な限り柔軟に提出期限の延長を認めていただくよう、国税庁から金融機関等に対して依頼しております。

問4.《いわゆる「死亡による準確定申告」の期限延長の可否》

確定申告書を提出すべき方が死亡した場合の確定申告（いわゆる「死亡による準確定申告」）などについて、申告・納付の期限は個別延長の対象となりますか。

- 期限延長の対象となる手続には、いわゆる「死亡による準確定申告」における申告・納付が含まれます。
- なお、期限延長は日をもって定める期限に適用されるものであるため、確定申告書を提出すべき方が出国をする場合の確定申告（いわゆる「出国による準確定申告」）に係る申告・納付の期限については、延長されません。

問5.《申告所得税等に関して延長の対象とならない手続》

申告所得税（及び復興特別所得税）について、期限が延長されない申告・納付等の手続は、具体的にどのようなものがありますか。

- 所得税の申告書を提出すべき方が出国する場合におけるいわゆる「出国による準確定申告」に係る申告・納付の期限については、延長の対象となりません。

<具体的なケースにおける期限の個別延長について>

問 6. 《株主総会の開催が遅れる場合の消費税の申告等の期限延長》

当社では、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催時期を例年よりも遅らせることを検討しています。そのため、当期については決算の確定が大幅に遅れ、期限までに法人税の申告手続きをすることができません。

このような理由は、国税の申告・納付等の期限の延長が認められる理由に該当するとのことですが、消費税の申告・納付等の期限についても延長が認められますか。

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます^(注)。
- 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
- しかしながら、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には、期限の延長が認められます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

(注) 法人税に関しては、国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項及び 4 項による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法 75 条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません（法人税法 75 条 7 項）。

〔参考〕

「定時株主総会の開催について」（法務省ホームページ）

法務省によると、今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合は、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものとされています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

問 7. 《資金繰りが悪化して納付できない場合の納付期限の延長》

新型コロナウイルス感染症に関連して、売上が減少したことで資金繰りが悪化しており、このままでは、期限までに国税の納付が困難な状況です。

このような場合に、納付等の期限を延長することができますか。

- 国税の申告・納付等の期限延長の制度は、災害その他やむを得ない理由により、その期限までに申告等の行為が物理的に行えない場合の救済措置として設けられた制度です（国税通則法 11 条）。

- 一方で、様々な事情により、資金不足が生じて、国税を一時に納付ができない方々への救済措置として、納付の猶予制度が設けられています（「3 納付の猶予制度関係」参照）。

※ 納付の猶予制度は、個人、法人を問わず、全ての税目について対象となります。

- 従いまして、お尋ねのような資金繰りの悪化により、納付が困難な場合につきましては、納付の猶予制度をご利用いただくこととなりますが、納期限前であっても、納付の猶予制度に関するご相談は可能ですので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

問 8. 《相続税の申告において相続人の一人が感染した場合の取扱い》

〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕

相続税の申告期限が 1 週間後に到来しますが、相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、申告はどうすればいいですか。

- 相続人の一人が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより、相続税の申告期限までに申告できない場合については、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 か月以内に個別の申請を行っていただくことで申告期限等が延長されます（国税通則法 11 条、国税通則法施行令 3 条 3 項、4 項）。

- なお、個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った方のみとなり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。

※ 相続税に関する具体的な申請手続については、以下のリンク先の記載例をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-074.pdf>

<期限の個別延長の手続>

問 9. 《個別延長のための申請手続の期限について》 〔令和 2 年 12 月 15 日更新〕

申告期限等の延長を行うための個別の申請は、いつまでに行う必要がありますか。

- 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から 2 か月以内に申請を行っていただく必要があります。

申請に当たっては、納税地を管轄する税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、2 か月以内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出いただければ、税務署長が指定した日（災害その他やむを得ない理由がやんだ日から 2 か月以内）まで期限が延長されます。

- また、申請書の提出に代えて、申告等を行う際に、申告書等の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記していただくか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行っていただくことができます。この場合、申告・納付期限は、原則として申告書の提出日になります。

※ 申告書を、郵便又は信書便を利用して税務署に提出する場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます（国税通則法 22 条）ので、納付をする場合は期限にご注意ください。

※ **延長後の納付期限までに納付することが困難な場合には**、納税についての猶予制度を適用できる場合があります。適用する場合は別途、**税務署に申請手続が必要になります**ので、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により提出ができなかった令和元年年分（事業年度）の申告書、届出書及び申請書の提出期限については問 1 をご参照ください。

- 具体的な申請手続（申告書余白部への記載や e-Tax を利用する場合の所定の欄の入力方法など）については、以下のリンク先をご参照ください。

（参考）個別指定による期限延長手続の具体的な方法

- [申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税](#)
- [法人税及び地方法人税・法人の消費税・源泉所得税](#)
- [相続税](#)

- なお、個別に期限延長を申請した場合、申告等ができないやむを得ない理由等について税務署からお尋ねする場合があります。

2 納付等の手続関係

問 1. 《国税の納付方法について》 【令和 2 年 12 月 15 日更新】

銀行や税務署の窓口に行かずに納付することはできますか。

- [ダイレクト納付](#)、[インターネットバンキングによる納付](#)、[クレジットカード納付](#)をご利用いただくことで、銀行や税務署に行かなくても納付できますので、是非ご利用ください。

※ ダイレクト納付は、ご利用される日のおおむね 1 か月前までに、ダイレクト納付利用届出書を作成の上、郵送等により税務署へ書面で提出してください。

また、個人の方は、令和 3 年 1 月から、ダイレクト納付利用届出書をオンライン（e-Tax）で提出できるようになります。

- 申告所得税や個人事業者の消費税で、期限内に申告された確定申告分等については、預貯金口座からの口座引き落としにより納付（[振替納税](#)）ができますので、こちらも是非ご利用ください。

※ 新規に振替納税のご利用を希望される方は、事前に「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります（転居等により、納税地を所轄する税務署が変更となる場合は、変更後の税務署へ新たに「預貯金口座振替依頼書」を提出いただく必要があります。）。

また、令和 3 年 1 月から、「預貯金口座振替依頼書」をオンライン（e-Tax）で提出できるようになります（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）。

※ 振替納税をご利用の方が、他の税務署管内へ納税地を異動した場合、令和 3 年 1 月から、「納税地の異動又は変更に関する届出書」において、振替納税を引き続き希望する旨を記載したときには、異動後の納税地でも振替納税を継続してご利用できるようになります。

※ [コンビニエンスストア](#)からも納付ができます。

＜還付申告の取扱い＞

問 2. 《還付申告された方々への還付金の支払時期》

還付申告を行った場合、還付金は従来のスケジュールで還付されますか。

- 還付金については、従来どおり、申告後、おおむね 1 か月から 1 か月半程度で還付することとなります。
- ただし、申告内容が誤っていた場合などは、この期間で還付されないこともあります。

＜所得税に関する取扱い＞

（各種所得の区分と計算）

問 8. 《個人事業者の事業所得に赤字（損失）が生じた場合の取扱い》

〔令和 2 年 4 月 13 日追加〕

私は、居酒屋を営む個人事業主です。新型コロナウイルス感染症に感染したため、完治するまでの間、休業しました。

この度の休業は、突然のことであったため、食材等を廃棄するとともに、店舗全体を消毒するなどの支出もありました。

その後、営業を再開しましたが、しばらくの間は客足が戻らず、例年に比べて収入も少ないため、本年の所得は赤字（損失）になる見込みです。

- 令和 2 年において事業所得などに生じた赤字（損失）の金額がある方の税制上の取扱いについては、青色申告を行っている事業者と、白色申告を行っている事業者との違いによりそれぞれ、次のとおり取り扱われます。

【青色申告の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、その損失額を翌年以後 3 年間（令和 3 年から令和 5 年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（純損失の繰越）（所得税法 70 条 1 項）。
- また、純損失の金額が生じた年の前年（令和元年）も青色申告をしている場合には、その損失の金額の全部又は一部を前年（令和元年）に繰り戻して、前年分（令和元年分）の所得税の還付を受け（純損失の繰戻し）、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後 3 年間（令和 3 年から令和 5 年）にわたって繰り越すことができます（所得税法 70 条 1 項、140 条 1 項）。
- 純損失の繰戻しの適用を受けるためには、繰戻しを行う純損失が生じた年分（令和 2 年分）の確定申告書とともに原則として確定申告期限（延長後の期限をいいます。）までに、「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を所轄の税務署長に提出する必要があります（所得税法 142 条 1 項）。

➤ 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/03_29.pdf

【白色申告（青色申告以外）の方】

- 事業所得などに赤字（損失）の金額がある場合で、他の所得と通算（損益通算）しても、なお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）のうち、「事業用資産に生じた災害による損失等」については、その損失額を翌年以後 3 年間（令和 3 年から令和 5 年）にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます（所得税法 70 条 2 項）。

- 「事業用資産に生じた災害による損失等」とは、棚卸資産や事業用の固定資産などに生じた災害による損失をいい、その災害に関連するやむを得ない支出で一定のものを含みます（所得税法 70 条 3 項、所得税法施行令 203 条）。

（参考 1）事業用資産に生じた災害による損失等の取扱い

今般の新型コロナウイルス感染症に関連した「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

【災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例】

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

【災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例】

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

（参考 2）個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	○ 〔1 年繰戻し可〕 (注 1)	×	
繰越控除	○ 〔3 年繰越し可〕 (注 1)	○ 〔3 年繰越し可〕	×

（注 1） 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

（注 2） 変動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

問9.《個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い》

〔令和2年10月23日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがありますが、こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

- 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、次ページの**（参考）**をご覧ください。

【非課税となるもの】

- 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

- ① 事業所得等に区分されるもの

事業に関連して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）

※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じません。また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。

- ② 一時所得に区分されるもの

例えば、事業に関連しない助成金で臨時的に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金

※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

- ③ 雑所得に区分されるもの

上記①・②に該当しない助成金

※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、次ページの**（参考）**をご確認ください。

なお、次ページの**（参考）**に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

(参考) 1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

非課税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (雇用保険臨時特例法 7 条) ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金 (雇用保険臨時特例法 7 条) 【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】 ・ 特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4 条 1 号) ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法 4 条 2 号) 【所得税法が非課税の根拠となるもの】 ○学資として支給される金品 (所得税法 9 条 1 項 15 号) ・ 学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金 (所得税法 9 条 1 項 17 号) ・ 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・ 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課税 (※)	【事業所得等に区分されるもの】 ・ 持続化給付金 (事業所得者向け) ・ 家賃支援給付金 ・ 農林漁業者への経営継続補助金 ・ 文化芸術・スポーツ活動の継続支援 ・ 東京都の感染拡大防止協力金 ・ 雇用調整助成金 ・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 【一時所得に区分されるもの】 ・ 持続化給付金 (給与所得者向け) ・ Go To キャンペーン事業における給付金 【雑所得に区分されるもの】 ・ 持続化給付金 (雑所得者向け)

(※) 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用 (行政書士に対する報酬料金など) は、この必要経費に該当します。

(参考) 2 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (例示)

(新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。)

非 課 税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条） ・生活保護の保護金品（生活保護法 57 条） ・児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条） ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法 21 条） 【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】 ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 8 1 項 1 号） ・子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 8 1 項 2 号） ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 8 1 項 3 号） 【所得税法が非課税の根拠となるもの】 ○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号） ・東京都認証保育所の保育料助成金
課 税	【事業所得等に区分されるもの】 ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金 【一時所得に区分されるもの】 ・すまい給付金 ・地域振興券 【雑所得に区分されるもの】 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの） ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

問 9-2. 《学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い》

〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得税の課税対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金（5 万円）
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

- ① 学費を賄うために支給された支援金

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

- ② 生活費を賄うために支給された支援金

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。

- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金

非課税所得となる「心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金」（所得税法 9 条 1 項 17 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

非課税所得となる「学資金」（所得税法 9 条 1 項 15 号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。

問9-3.《従業員に対して事業者から見舞金が支給された場合の取扱い》

〔令和2年5月15日追加〕

私は、介護老人福祉施設を有する法人の代表者です。当社は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業に該当することもあり、これまで休業することなく事業を継続してきました。

社会的な使命に応えるためとはいえ、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、社内規程である慶弔基準を改定し、「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において介護サービスを実施する従業員については、5万円の見舞金を支給する。」こととし、近日、この基準に従って支給することとしました。

この見舞金は、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収することは不要ですか。

- ご質問の見舞金は、非課税所得に該当しますので、給与等として源泉徴収する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します（所得税法9条1項17号）。
 - ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること【条件①】
 - ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること【条件②】
 - ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと【条件③】

※ 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

【条件①について】

- 心身に加えられた損害につき支払を受けるものの具体例は、次のとおりです。
 - 従業員等やその親族が新型コロナウイルス感染症に感染したため支払を受けるもの
 - 緊急事態宣言の下において、事業の継続を求められる事業者^(注1)の従業員等で次のいずれにも該当する者が支払を受けるもの^(注2)
 - ・ 多数の者との接触を余儀なくされる業務など新型コロナウイルス感染症の感染リスクの高い業務に従事している者
 - ・ 緊急事態宣言がされる前と比較して、相当程度心身に負担がかかっていると認められる者
- (注1) 事業の継続が求められる事業者に該当するかどうかの判定に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を参考にしてください。
- (注2) 緊急事態宣言がされた時から解除されるまでの間に業務に従事せざるを得なかったことに基因して支払を受けるものに限ります。

【条件②について】

- 見舞金の支給額が社会通念上相当であるかどうかは、次の点を踏まえ判断することになります。
 - その見舞金の支給額が、従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっており、そのことが事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。
 - その見舞金の支給額が、慶弔規程等や過去の取扱いに照らして相当と認められるものであるかどうか。

【条件③について】

- 例えば、次のような見舞金は役務の対価たる性質を有していないものには該当しないことになります。
 - 本来受けるべき給与等の額を減額した上で、それに相当する額を支給するもの
 - 感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に支給するもの
 - 感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの
 - 支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの
- ご質問の見舞金について、上記条件①から③までを満たすものと考えられますので、非課税所得に該当し、給与等として源泉徴収する必要はありません。

〔参考〕

- 新型コロナウイルス感染症に関連して使用人等が使用者から支給を受ける見舞金の所得税の取扱いについて（法令解釈通達）（令和2年5月15日）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/2005xx/pdf/01.pdf>

問 10. 《売上げの一部を寄附した場合の必要経費の取扱い》〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕

私は、個人で食料品の小売販売をしており、今般、売上げの一部を医療機関に寄附する取組を始めることにしました。この取組については、①指定商品の売上金額の一定割合を寄附金額とすること、②寄附先、③寄附日などをあらかじめ設定し、指定商品を購入するお客様にご理解いただけるよう店内ポスターやホームページなどで広く一般に周知するとともに、寄附をした後には、その旨も同様に周知することとしています。

この度、予定どおり医療機関に寄附をしましたが、この支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできますか。

- ご質問については、医療機関に寄附した金額が、事前に広く一般に周知していた取組によるものであることが明らかである場合に限り、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
 - 所得税法上、必要経費とされるのは、収入金額を得るため直接要した費用と販売費・一般管理費等の所得を生ずべき業務について生じた費用とされています(所得税法 37 条 1 項)。
 - ご質問によれば、商品の販売時において、所定の日に売上金額の一定割合の金額を指定された医療機関に寄附することを店内ポスターなどで広く一般に周知していたとのことですので、あなたが始めた取組は、新型コロナウイルス禍の下で社会的に必要とされる医療機関を支援する目的のほかに、集客を目的とした一種の広告宣伝としての効果を有しているものと認められます。

また、顧客が指定商品を購入する際には、あなたと顧客との間で、この取組（取引条件）に合意していたものと考えられますので、あなたには、売上の一部から所定の金額を医療機関に寄附する義務が生じていることになります。
 - したがって、医療機関に寄附をしたことによる支出は事業の遂行上必要なものとして生じたものと考えられますので、その支出は、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができます。
 - なお、あらかじめ周知する内容が不明確である場合など、次のような場合には、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできませんので、ご注意ください。
 - ・ 周知する内容を“売上げの一部を寄附します”としか示していない場合（寄附金額が不明確）
 - ・ 周知する内容を“医療機関に寄附します”としか示していない場合（寄附先が不明確）
 - ・ 周知内容と異なる内容の寄附を行っている場合（事業の遂行上必要かどうか不明確）
- ※ 個人事業主が支出した寄附金で、必要経費に算入されないものについては、事業主個人の家事上の経費になります。家事上の経費に該当する寄附の寄附先が国や地方公共団体等の寄附金（税額）控除の対象である場合には、控除の適用を受けることができます。

問 11. 《日本から出国できない場合の取扱い》 **〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕**

私は、外国法人に転職し、現地で勤務する予定（1 年以上）でしたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い日本から出国することができず、当分の間、国内の住所地において外国法人の業務に従事（在宅勤務）しています。外国法人から支払われる給与については、源泉徴収がされていませんが、所得税は課されないのでしょうか。

なお、この外国法人は、国内に事務所等を有していません。

○ 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人は、居住者に該当します（所得税法 2 条 1 項 3 号）。また、居住者が勤務先から受け取る給与、賞与などは給与所得（所得税法 28 条）に該当し、所得税の課税対象となります。

○ ご質問について、あなたは、国内に所在する住所地において外国法人の業務に従事しているとのことですので、法令に規定する「国内に住所を有する個人」と認められるため、居住者に該当します。

したがって、あなたが外国法人から受け取る給与については、（本来の勤務地が国外であるか否かにかかわらず、）給与所得として確定申告書の提出及び納税が必要となります。

※ 日本に事務所等を有しない外国法人があなたに支払う給与については、国内において支払われるものではありませんので源泉徴収の対象とはなりません。

※ 国内で勤務する予定であった個人が国外から日本に入国できずにその国外の住所地において勤務（在宅勤務）している場合には、その個人は、引き続き非居住者となります（問 11-2 参照）。

※ 確定申告書の提出が必要な方が年途中で日本から出国をして非居住者となる場合には、その出国までに確定申告を済ますか、その後の税務手続（確定申告など）を行うために納税管理人を定める必要があります（所得税法 127 条、国税通則法 117 条）。

問 11-2. 《海外の関連企業から受け入れる従業員を海外で業務に従事させる場合の取扱い》〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕

当社（内国法人）は、海外親会社から従業員を受け入れることとなりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う移動制限を踏まえて、この従業員は、海外において当社の業務に従事させています。

この従業員に対して当社から支払う給与について、源泉徴収は必要でしょうか。

- 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいい（所得税法 2 条 1 項 3 号）、非居住者とは、居住者以外の個人をいいます（所得税法 2 条 1 項 5 号）。
- 非居住者が日本国内において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得として所得税の課税対象となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ）。また、非居住者に対して国内において国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際に所得税（及び復興特別所得税）の源泉徴収をする必要があります（所得税法 212 条 1 項等）。このため、非居住者に対して国外源泉所得の支払をする場合は、源泉徴収の必要はありません。
- ご質問について、貴社が海外親会社から受け入れる従業員は、日本国内に住所等を有していないと認められるため、非居住者に該当します。また、非居住者である従業員が海外において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得に該当しませんので所得税の課税対象とならず、貴社がこの従業員に対して支払う給与については、源泉徴収を行う必要はありません。

（参考）役員として受け入れる場合の取扱い

海外親会社の従業員等を貴社の役員として受け入れる場合には、その取扱いが異なる場合がありますので、ご注意ください。

具体的には、非居住者である内国法人の役員がその法人から受ける報酬は、その役員が、その内国法人の使用人として常時勤務を行う場合（海外支店の長等として常時その支店に勤務するような場合）を除き、全て国内源泉所得となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ、所得税法施行令 285 条 1 項 1 号）。

したがって、非居住者である役員に対して支払う報酬については、一定の場合を除き国内源泉所得として所得税の課税対象となり、その支払の際に 20.42%の税率により源泉徴収が必要となります（所得税法 161 条 1 項 12 号イ、213 条 1 項 1 号等）。

※ 国外で勤務することとなった個人が日本から国外に出国できずにその国内の住所地において勤務（在宅勤務）している場合には、その個人は、引き続き居住者となります（問 11 参照）。

問 11-3. 《一時出国していた従業員を日本に帰国させない場合の取扱い》

〔令和2年10月23日追加〕

当社（内国法人）は、これまで従業員を海外現地法人に派遣（3か月）してきましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う移動制限を踏まえて、この派遣期間が終了した後も当分の間、従業員を日本に帰国させることなく、引き続き現地において、当社の業務に従事させています。

この従業員には、当社から給与を支払っていますが、このような場合、派遣期間中に支払った給与に関する源泉徴収の手続と何か変更点はありますか。

なお、この従業員は、通常は日本国内で家族と暮らしており、帰国後も同様です。

- 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人は、居住者に該当します（所得税法2条1項3号）。また、居住者が勤務先から受け取る給与、賞与などは給与所得（所得税法28条）に該当し、所得税の課税対象となります。
- ご質問について、この従業員は、現在、一時的に海外に滞在していますが、国内に住所を有していると認められるため、居住者に該当します。
したがって、貴社が居住者である従業員に対して支払う給与については、これまでと同様に所得税を源泉徴収する必要があります（所得税法183条）。

問 11-4. 《海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合の取扱い》

〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕

当社（内国法人）は、海外現地法人に従業員を出向（1 年以上）させていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴い、従業員を日本に一時帰国させており、現在、この従業員は、日本で海外現地法人の業務に従事しています。

この従業員には、出向先である海外現地法人からの給与のほか、現地との給与水準の調整等を踏まえ、当社から留守宅手当を支払っています。

このような一時帰国者については、租税条約の適用により所得税が課されない場合があると聞きましたが、当社がこの従業員に支払う留守宅手当について源泉徴収は必要でしょうか。また、この従業員は、日本で申告をする必要があるでしょうか。

なお、給与の支給形態は、帰国後も変更はなく、海外現地法人は、日本国内に支店等を有していません。

- 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいい（所得税法 2 条 1 項 3 号）、非居住者とは、居住者以外の個人をいいます（所得税法 2 条 1 項 5 号）。また、非居住者が日本国内において行う勤務に基因する給与は、国内源泉所得として所得税の課税対象となり（所得税法 161 条 1 項 12 号イ）、非居住者に対して国内において国内源泉所得の支払をする者は、その支払の際に所得税（及び復興特別所得税）の源泉徴収をする必要があります（所得税法 212 条 1 項等）。

- 一方で、所得税法において課税対象となる場合であっても、その給与所得者の居住地国と日本との間に租税条約等があり、非居住者である給与所得者が、その租税条約等において定める要件（以下の【短期滞在者免税の要件】）を満たす場合には、所定の手続を行うことで日本において所得税が免税となります。

【短期滞在者免税の要件】

次の 3 つの要件を満たすこと。

- ① 滞在期間が課税年度又は継続する 12 か月を通じて合計 183 日を超えないこと。
- ② 報酬を支払う雇用者等は、勤務が行われた締約国の居住者でないこと。
- ③ 給与等の報酬が、役務提供地にある雇用者の支店その他の恒久的施設によって負担されないこと。

※ この要件は一般的なものであり、個々の租税条約等によってその要件が異なりますので、適用される租税条約等を確認する必要があります。

【内国法人が支払う一時帰国している期間の留守宅手当について】

- 非居住者である従業員が日本に一時帰国した場合であっても、この従業員は日本国内に住所等を有していないと認められるため、引き続き非居住者に該当します。また、この非居住者である従業員に対して貴社から支払われる一時帰国している期間の留守宅手当については、日本国内において行う勤務に基因する給与と認められるため、国内源泉所得として所得税の課税対象となります。

- その上で、貴社から支払われる一時帰国している期間の留守宅手当については、上記【短期滞在者免税の要件】の②の要件を満たしませんので、短期滞在者免税の適用はなく、非居住者に対する給与としてその支払の際に 20.42%の税率により源泉徴収が必要となります（所得税法 213 条 1 項 1 号等）。

なお、この一時帰国している期間の留守宅手当は、源泉徴収のみで課税関係が終了する仕組みとなっています（所得税法 164 条 2 項 2 号）。

【海外現地法人が支払う給与について】

- 海外現地法人がこの非居住者である従業員に支払う一時帰国している期間の給与については、日本国内において行う勤務に基因するものと認められるため、国内源泉所得として所得税の課税対象となります。この給与については、国内において支払われるものではありませんので、給与の支払の際の源泉徴収は不要ですが、海外現地法人から国内源泉所得である給与の支払を受けたこの従業員は、その給与について、日本において確定申告書の提出及び納税が必要となります（所得税法 172 条 1 項、3 項）。

ただし、この給与が、上記【短期滞在者免税の要件】を満たす場合には、所得税は課されないこととなります。

(所得控除)

問 12. 《マスク購入費用の医療費控除の適用について》〔令和2年10月23日追加〕

私は、新型コロナウイルス感染症を予防するために、マスクを購入しましたが、この購入費用は、確定申告において医療費控除の対象となりますか。

○ 医療費控除の対象となる医療費は、

- ① 医師等による診療や治療のために支払った費用
- ② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項）。

○ ご質問のマスクについては、病気の感染予防を目的に着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

※ 健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象となりません。

問 12-2. 《P C R検査費用の医療費控除の適用について》〔令和 2 年 10 月 23 日追加〕

私は、先日、新型コロナウイルス感染症の P C R 検査を受けましたが、この検査費用は確定申告において医療費控除の対象となりますか。

○ 医療費控除の対象となる医療費は、

① 医師等による診療や治療のために支払った費用

② 治療や療養に必要な医薬品の購入費用

などとされています（所得税法 7 3 条 2 項、所得税法施行令 2 0 7 条 1 項）。

【①：医師等の判断により P C R 検査を受けた場合】

○ 新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行う P C R 検査など、医師等の判断により受けた P C R 検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

○ ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象とはなりません。

【②：上記①以外の場合（自己の判断により P C R 検査を受けた場合）】

○ 単に感染していないことを明らかにする目的で受ける P C R 検査など、自己の判断により受けた P C R 検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

○ ただし、P C R 検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります（所得税基本通達 7 3 - 4 参照）。

※ 医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができます。

なお、「医療費控除の明細書」の記載内容を確認するため、確定申告期限等から 5 年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

問 12-3. 《オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について》

〔令和2年10月23日追加〕

私が通院している医療機関では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン診療を導入しています。

このオンライン診療においては、自宅から医師の治療が受けられるのはもちろん、診療により処方された医薬品については、医療機関から私が希望した薬局に処方箋情報を送付され、その薬局から自宅への配送もできる仕組みとなっています。

オンライン診療は大変便利ですが、この仕組みを利用するためには、以下のとおり、オンライン診療料に係る費用のほか、システムの利用料の支払が必要となりますが、これらの支出は医療費控除の対象となりますか。

- ① オンライン診療料
- ② オンラインシステム利用料
- ③ 処方された医薬品の購入費用
- ④ 処方された医薬品の配送料

○ ご質問のオンライン診療に係る費用については、それぞれ次のとおりとなります。

① オンライン診療料

オンライン診療料のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項）。

② オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります（所得税基本通達73-3参照）。

③ 処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります（所得税法73条2項、所得税法施行令207条1項2号）。

④ 処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

<贈与税に関する取扱い>

問 13. 《住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例における取得期限等の延長について》

〔令和2年4月30日追加〕

住宅取得等資金の非課税の特例について、次の場合に該当し、期限までに住宅の取得又は居住ができなかった場合でも適用を受けることはできますか。

- ① 令和2年に父から住宅資金の贈与を受けて、家屋の棟上げまで工事が終了し、令和3年12月31日までに居住する見込みであるとして、この特例の適用を受けて贈与税の申告を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により住宅の新築工事の工期が延長され同日までに居住できなかった場合
- ② 令和3年1月に母から贈与を受けた住宅資金について特例の適用を受ける予定であり、令和4年3月15日までに住宅を新築する見込みであったが、新型コロナウイルス感染症の影響により工事の工期が延長され、同日までに工事が完了できない場合

- 「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」の適用を受けるためには、取得期限（贈与を受けた年の翌年3月15日）までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築（いわゆる棟上げまで工事が了している状態を含みます。）又は取得等をし、居住期限（同年12月31日）までにその家屋に居住する必要があります。
- ただし、「災害に基因するやむを得ない事情」により、取得期限までに新築等ができなかった場合又は居住期限までに居住ができなかった場合には、それぞれの期限が1年延長され、特例の適用を受けることができます（租税特別措置法70条の2第10項、第11項）。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、例えば、緊急事態宣言などによる感染拡大防止の取組に伴う工期の見直し、資機材等の調達が困難なことや感染者の発生などにより工事が施行できず工期が延長される場合など、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた自己の責めに帰さない事由については、「災害に基因するやむを得ない事情」に該当するものと認められます。
- したがって、お尋ねの場合が、上記のやむを得ない事情に該当するときは、
 - ・ ①の場合については、居住期限の延長がされますので、その延長後の居住期限（**令和4年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
 - ・ ②の場合については、取得期限と居住期限が延長されますので、その延長後の取得期限（**令和5年3月15日**）までにその家屋を取得し、延長後の居住期限（**令和5年12月31日**）までにその家屋に居住すれば、この特例の適用を受けることができます。
- 具体的には、個々の事例により判断することとなりますが、ご不明な点がございましたら所轄の税務署へご相談ください。

〔参考〕

- 暮らしの税情報「災害等にあったとき（住宅取得の際の贈与税に関する特例措置）」

<消費税に関する取扱い>

問 14. 《賃料の減額を行った場合の消費税率等の経過措置について》

〔令和 2 年 5 月 15 日追加〕

不動産賃貸業を営む当社は、テナント賃料の支払の猶予に応じるなど柔軟な措置の実施を検討いただきたいとの政府の要請もあり、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けているテナント（賃借人）の支援のために、賃料を一定の期間減額することにしました。

このテナントへの賃貸（資産の貸付け）については、消費税率等の経過措置（旧税率 8 %）の適用を受けていますが、上記の理由により賃料を減額した場合、引き続き、経過措置が適用されるのでしょうか。

【国土交通省から不動産関連業界への要請の概要】

新型コロナウイルス感染症等の影響により賃料の支払が困難なテナントに対して、その状況に配慮して支払の猶予や賃料の減免に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討

○ 資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置（旧税率 8 %）の適用を受けている賃料を、31 年指定日（平成 31 年 4 月 1 日）以後に変更した場合は、変更後に行われる資産の貸付けには当該経過措置は適用されませんが、当該賃料の変更が「正当な理由に基づくもの」であれば、経過措置が適用されます。

○ ご質問のように、政府の要請を踏まえて新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために当該賃料を減額することが明らかな場合は、「正当な理由に基づくもの」として取り扱って差し支えありませんので、引き続き、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置が適用されます。

※ 賃料の減額に係る変更契約書や覚書等において、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する旨を明らかにしておいてください。

※ 不動産以外の資産（事務機器等）の貸付けについて、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額する場合も、同様に取り扱って差し支えありません。

※ 当該政府の要請が行われる前に、賃貸業者が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた賃借人の支援のために賃料を一定の期間減額した場合も、同様に取り扱って差し支えありません。

〔参考〕

- [平成 26 年 10 月 27 日付課消 1 -35 ほか 4 課共同「平成 31 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）19《正当な理由による対価の増減》](#)
- [令和 2 年 3 月 31 日付国土交通省通知・国土動第 149 号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（依頼）](#)
- [令和 2 年 4 月 17 日付国土交通省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（補足その 2）](#)

＜租税条約に関する取扱い＞

問 15. 《国際郵便の引受停止等により租税条約に関する届出書が提出できない場合の取扱い》〔令和2年5月29日追加〕

当社（源泉徴収義務者）は、外国法人（非居住者等）へ源泉徴収の対象となる著作権等の使用料を支払う予定です。

その外国法人は、租税条約による源泉所得税の免除を受けたいとのことですが、その免除を受けるためには、租税条約に関する届出書をその使用料の支払日の前日（期限）までに当社を経由して、税務署に提出する必要があります。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的拡大に伴う国際郵便物の引受停止等により、期限までに届出書の提出ができそうにありません。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その使用料に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法 212 条 1 項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 2 条 8 項、9 項等）。

- ご質問のように、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに租税条約に関する届出書の原本を提出できない場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、源泉徴収義務者が非居住者等からメール等により受領した届出書（その添付書類を含みます。）を出力したものを税務署に提出することとして差し支えありません。

- なお、非居住者等が租税条約に関する届出書の原本の提出をすることができることとなった際には、源泉徴収義務者は遅滞なく届出書の原本の提出を受ける必要がありますが、税務署からその原本の提出を求められるまでの間は、源泉徴収義務者において、その原本を保管しておくこととして差し支えありません。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。

問 15-2. 《租税条約に関する届出書に添付する居住者証明書を取得できない場合の取扱い》〔令和2年5月29日追加〕

当社（源泉徴収義務者）から源泉徴収の対象となる配当の支払を受ける外国法人（非居住者等）が、租税条約による源泉所得税の免除を受けるためには、租税条約に関する届出書に外国の税務当局が発行する居住者証明書を添付する必要があります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、その外国の税務当局における居住者証明書の発行が遅延しており、届出書の提出期限までに居住者証明書を取得することが困難な状況となっています。

このような場合、租税条約による源泉所得税の免除は受けられないのでしょうか。

- 原則として、租税条約に関する届出書（居住者証明書等の添付書類を含みます。）を期限までに提出できない場合、源泉徴収義務者は、その配当に係る源泉所得税を法定納期限までに納付する必要があります（所得税法 212 条 1 項）。

なお、後日、租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書を提出することで源泉徴収された所得税の還付を受けることができます（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 2 条 8 項、9 項等）。

- ご質問のように、租税条約に関する届出書に居住者証明書を添付する必要がある場合において、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国の税務当局による居住者証明書の発行が遅延している旨の申立てがあり、次のように非居住者等が条約相手国の居住者であることが確認できる場合には、新型コロナウイルス感染症が沈静化するまでの当面の対応として、それぞれ次の方法によることとして差し支えありません。

- ① 源泉徴収義務者が非居住者等の居住者証明書の写し（おおむね 1 年以内に発行されたもの）を保管している場合

源泉徴収義務者がその写しのコピーを作成し、その届出書に添付して提出する（後日、税務署から直近の居住者証明書等の確認を求められた場合には、その証明書の提出等をする）方法

- ② 非居住者等が源泉徴収義務者の関連会社等^{（注1）}であって、その源泉徴収義務者において、その非居住者等が条約相手国の居住者であることが明らかな場合

その源泉徴収義務者がその届出書の余白部分にその旨を記載^{（注2）}して提出する（後日、居住者証明書の発行を受けた際には、その居住者証明書にその届出書の控え（税務署の収受印の押印のあるもの等）の写しを添付して税務署に提出する）方法

（注1） 関連会社等とは、源泉徴収義務者と資本関係や人的関係等を有する者で、その者が条約相手国の居住者であることについてその源泉徴収義務者において判断することができる者をいいます。

（注2） 届出書の余白部分には、例えば、「所得者は、支払者の親会社であり、〇〇国の居住者であることが明らかなである。居住者証明書の発行が遅延しているため、当該証明書は後日提出する。」と記載してください。

※ この取扱いは、「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出についても同様です。

5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

問 1. 《新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置》

〔令和 2 年 4 月 30 日更新〕

新型コロナウイルス感染症等の措置の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年 4 月 30 日成立、同日施行。以下、問 2 以降について「新型コロナウイルス税特法」といいます。）等で新たに措置された税制上の措置について教えてください。

- 今般、国税に関する税制について措置されたものは、以下のとおりです。
 - ① 納税の猶予制度の特例【問 2 参照】
 - ② 欠損金の繰戻しによる還付の特例【問 3 参照】
 - ③ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制【問 4 参照】
 - ④ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用【問 5 参照】
 - ⑤ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化【問 6 及び 7 参照】
 - ⑥ 消費税の課税選択の変更に係る特例【問 8 参照】
 - ⑦ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税【問 9 参照】
- これらの措置の概要については、次ページからの問 2 から問 9 をご覧ください。

〔参考〕

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

<納税の猶予制度の特例>

問 2. 《納税の猶予制度の特例》 【令和 2 年 12 月 15 日更新】

新たに措置された「納税の猶予制度の特例（特例猶予）」について教えてください。

- 猶予制度には、従来から、①換価の猶予（国税徴収法 151 条、151 条の 2）と②納税の猶予（国税通則法 46 条）がありました。
- 申請による換価の猶予は、「事業継続又は生活の維持が困難であるとき」に、比較的広く適用でき、猶予期間中の延滞税が軽減（※）され、担保の提供が必要となる場合がある制度です。
 - ※ 令和 2 年における延滞税の軽減については、年 8.9%の割合が年 1.6%の割合となります。
 - 令和 3 年における延滞税の軽減については、年 8.8%の割合が年 1.0%の割合となります。
- 納税の猶予は、延滞税が全額免除となる場合がありますが、地震や台風で家が壊れるなど、「財産の損失」が生じた場合等に限定されます。
- 一方、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで 1 年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（以下「特例猶予」といいます。新型コロナ税特法 3 条）。
 - ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね 20%以上減少していること
 - ② 一時に納税することが困難であること
- 特例猶予の適用を受けるためには、税務署への申請が必要です。ご不明な点がございましたら、まずは、各国税局の[国税局猶予相談センター](#)にお電話にてご相談ください。
- 猶予制度については、更に詳しい F A Q がありますので、あわせてご利用ください。
 - 国税の納税の猶予制度 F A Q
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/0020004-96.pdf>
 - ※ こちらのリンク先もご覧ください。
 - 国税庁リーフレット「新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ」
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

<欠損金の繰戻しによる還付の特例>

問3.《欠損金の繰戻しによる還付の特例》〔令和2年4月30日追加〕

新たに措置された「欠損金の繰戻しによる還付の特例」について教えてください。

- 今般、措置された特例「欠損金の繰戻しによる還付の特例」とは、これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、利用できる法人の範囲を拡大して、資本金の額が1億円超 10 億円以下の法人も利用することができることとされました（新型コロナ税特法7条）。

※ ただし、**大規模法人**（資本金の額が10億円を超える法人など）の**100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等**は除かれます。

- 青色欠損金の繰戻し還付制度とは、青色申告法人で、各事業年度において生じた欠損金について、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始の日前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得に繰り戻し、その所得に対する法人税額の全部又は一部を還付することができる制度です。

- この特例は、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。

- 還付請求を行う場合は、欠損事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出してください。

※ 今回設けられた特例により**本制度の対象となる法人が、令和2年7月1日前に欠損事業年度の確定申告書を提出している場合の請求期限は、令和2年7月31日**となります（新型コロナ税特法附則4条）。

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて期限までに申告や還付請求の手続が困難な場合には、個別に期限延長が認められます（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

※ 期限の個別延長については、「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」問2をご覧ください。

〔参考〕

- 国税庁リーフレット「欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大されました」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf
- タックスアンサー（法人税）「No.5763 欠損金の繰戻しによる還付」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5763.htm>
- 還付請求書の様式など、詳しくは以下のリンク先をご覧ください。
〔手続名〕欠損金の繰戻しによる還付の請求
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

＜テレワーク等のための中小企業の設備投資税制＞

問 4. 《テレワーク等のための中小企業の設備投資税制》 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕

新たに措置された「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」について教えてください。

- 今般、措置された特例「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」により、中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用が受けられることができることとされました（租税特別措置法 42 条の 12 の 4）。

※ 中小企業経営強化税制の対象設備について、これまでの「生産性向上設備」と「収益力強化設備」の 2 つのタイプのほか、新たな類型として「デジタル化設備」が追加されました。

※ 「デジタル化設備」については、機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェアが対象設備となります。

- 中小企業経営強化税制とは、青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、即時償却又は設備投資額の 7 %（資本金の額が 3,000 万円以下の法人などは 10 %）の税額控除をすることができる制度です。

- 対象となる設備、経営力向上計画の認定については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

➤ 中小企業庁ホームページ：経営サポート「経営強化法による支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

〔参考〕

➤ 国税庁リーフレット「テレワーク等のための設備投資が中小企業経営強化税制の対象になりました」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_1.pdf

➤ タックスアンサー（法人税）「No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

＜文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用＞

問 5. 《文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用》〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕

新たに措置された「文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用」について教えてください。

- **寄附金控除**は、納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、**特定寄附金を支出した場合に所得から控除できる制度（所得控除）**です（所得税法 78 条）。

また、政治活動に関する寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、**税額控除を選択**することができることとされています（租税特別措置法 41 条の 18、41 条の 18 の 2、41 条の 18 の 3）。

- 今般の新型コロナ税特法においては、観客等が**指定行事^(注1)の中止等により生じた入場料金等の払戻請求権の全部又は一部の放棄を令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの期間**（指定期間）内にした場合には、観客等がその年の指定期間内において放棄をした部分の**入場料金等の払戻請求権の価額^(注2)の合計額（最高 20 万円）**について、**寄附金控除の対象（所得控除・税額控除）**とすることとされました（新型コロナ税特法 5 条）。

〔注1〕 「指定行事」とは、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催予定であった文化芸術・スポーツに関する行事のうち、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる政府からの要請を受けて中止等を行った行事であると認められるものとして文部科学大臣が指定するものとされており、具体的には、文化庁・スポーツ庁のホームページに公表される予定です。

〔注2〕 特定寄附金、認定 NPO 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金の額（現行の寄附金控除の対象として控除可能なもの）やその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められものの金額を除きます。

- この特例の適用を受けるためには、放棄をした翌年の確定申告において、原則として、確定申告書に**次の書類を添付する必要があります**。主催者からこれらの証明書の交付を受けてください（新型コロナ税特令 3 条、新型コロナ税特規 3 条）。

- ・ **指定行事認定証明書**（指定行事に該当することその他一定の事実を証する書類）の写し
- ・ **払戻請求権放棄証明書**（放棄をした入場料金等の払戻請求権の価額その他一定の事実を証する書類）

※ 法人が復旧支援のためチケットの払い戻しを辞退した場合の法人税の取扱いについては、「**5 新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係**」の問 5 をご覧ください。

〔参考〕

- 文化庁ホームページ
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html
- スポーツ庁ホームページ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

<住宅ローン控除の適用要件の弾力化>

問 6. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化》 【令和 2 年 4 月 30 日追加】

新たに措置された「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について教えてください。

- **住宅ローン控除**は、住宅ローンを借りて住宅の取得等をした場合において、その**取得等の日から 6 か月以内**に居住の用に供するなど一定の要件を満たしたときは、原則として毎年の住宅ローン残高の 1 %を 10 年間、**所得税等から控除**する制度です（租税特別措置法 41 条）。

なお、**消費税率 10%が適用**される住宅を**令和 2 年 12 月 31 日までに取得等**をした場合には、控除期間を **13 年間に延長**する特例措置（建物購入価格等の消費税率 2 %分の範囲で減税）が設けられています（租税特別措置法 41 条 13 項～17 項）。

- 今般の新型コロナ税特法においては、上記の**住宅ローン控除の適用要件**について、次の**弾力化**が設けられました（新型コロナ税特法 6 条）。

- ① 中古住宅を取得した後、その住宅に入居することなく増改築等工事を行った場合の住宅ローン控除については、**新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置**（以下「新型コロナウイルス感染症等」といいます。）の**影響によって**工事が遅延したことなどにより、その住宅への入居が控除の**適用要件である入居期限要件（取得の日から 6 か月以内）を満たさないこととなった場合**でも、次の要件を満たすときは、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法 6 条、新型コロナ税特令 4 条）。

- ・ **一定の期日^{（注）}までに**、増改築等の契約を締結していること
- ・ **増改築等の終了後 6 か月以内に**、中古住宅に入居していること
- ・ **令和 3 年 12 月 31 日までに**中古住宅に入居していること

（注） 中古住宅の取得をした日から 5 か月を経過する日又は新型コロナ税特法の施行の日（令和 2 年 4 月 30 日）から 2 か月を経過する日のいずれか遅い日。

- ② 住宅ローン控除の控除期間 13 年間の特例措置については、上記①と同様に、**新型コロナウイルス感染症等の影響により**、控除の対象となる住宅の取得等をした後、その住宅への入居が**入居の期限（令和 2 年 12 月 31 日）までにできなかった場合**でも、次の要件を満たすときには、その適用を受けることができます（新型コロナ税特法 6 条、新型コロナ税特令 4 条）。

- ・ **一定の期日^{（注）}までに**、住宅の取得等に係る契約を締結していること
- ・ **令和 3 年 12 月 31 日までに**住宅に入居していること

（注） 新築については令和 2 年 9 月末、中古住宅の取得、増改築等については令和 2 年 11 月末。

〔参考〕

➤ 国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000044.html

問 7. 《住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る申告手続》

〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕

前問の「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」について、申告手続を教えてください。

- 住宅ローン控除の適用を初めて受ける方は、確定申告の際に、住宅ローン控除の計算明細書などの**必要書類を確定申告書に添付**して税務署長に提出する必要があります。

前問の適用要件の弾力化がなされた住宅ローン控除を受ける方は、これらの書類に加えて、**前問①②の弾力化のケースに応じて、それぞれ次の書類を確定申告書に添付する必要があります**（新型コロナ特令 4 条、新型コロナ特規 4 条）。

（前問①のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（既存住宅の取得後増改築等を行った場合用）**

- ・ この書類は、取得した中古住宅に取得から 6 か月以内に入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

（前問②のケース）

➤ **入居時期に関する申告書兼証明書（控除期間 13 年間の特例措置用）**

- ・ この書類は、控除期間 13 年間の特例措置の適用の対象となる住宅に令和 2 年 12 月 31 日までに入居できなかった事情が新型コロナウイルス感染症等の影響であることを明らかにする書類であり、ご自身の申立書と建築業者等から交付を受ける証明書とを兼ねたものとなっています。

※ これらの申告書兼証明書については、国土交通省が定めた様式を国税庁ホームページにおいて掲載しています。

➤ 入居時期に関する申告書兼証明書

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/0020004-153.pdf>

- なお、給与所得者の方は、適用 2 年目以降の各年分の所得税等について、年末調整によってこの控除を受けることができます。

年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、

- ・ 税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書
- ・ 住宅ローンの年末残高等証明書

を給与支払者に提出してください。

<消費税の課税選択の変更に係る特例>

問 8. 《消費税の課税選択の変更に係る特例》 【令和 2 年 4 月 30 日追加】

新たに措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」について教えてください。

- 今般、措置された「消費税の課税選択の変更に係る特例」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下この問では「新型コロナウイルス感染症等の影響」といいます。）を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました（新型コロナ税特法 10 条）。

※ 「特定課税期間」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。

※ 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症等の影響により、
令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間のうち
任意の 1 か月以上の期間の事業としての収入が、
著しく減少（前年同期比概ね 50%以上）している事業者

- また、本特例により課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2 年間の継続適用要件等は適用されません（本特例により課税事業者を選択した課税期間の翌課税期間において、課税事業者の選択をやめることも可能です。）

※ このほか、新設法人が調整対象固定資産を取得した場合等における納税義務免除の制限について、税務署長の承認によりその制限を解除する特例が設けられています。

- 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

➤ 消費税の課税選択の変更に係る特例について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/index.htm>

【参考】簡易課税制度の適用に関する特例について

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法 37 条の 2）。

新型コロナウイルス感染症等の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。

＜特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税＞

問 9. 《特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税》 〔令和 2 年 4 月 30 日追加〕

新たに措置された「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」について教えてください。

- 今般、措置された特例「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税」により、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書^(注)のうち、令和 3 年 1 月 31 日までに作成されるものについて、印紙税が非課税とされました（新型コロナ税特法 11 条）。

（注） 非課税措置の対象となる消費貸借契約書は、公的貸付機関等（地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。）又は金融機関（銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。）が、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書をいいます。

- また、印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出^(注)し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。

（注） 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ 詳しくは以下のリンク先をご覧ください。

- 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>